

現 場 説 明 書

工 事 名 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課 長	課長補佐	施設管理課	担 当

1 工事名 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事

2 工事場所 東京都渋谷区代々木神園町3-1 (国立オリンピック記念青少年総合センター構内)
3 完成期限 令和5年3月31日 (金曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ▪印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける () 号 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む ◎構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。 ◎携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。 ◎構内より分岐できる。 ·さく井する。 ·
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立オリンピック記念青少年総合センターへ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区分	大きさ	種類	組
敷地状況写真	サービス判	カラ一	1組
工事写真	サービス判	カラ一	1組
完成写真	サービス判	カラ一	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

◎ 提出する。
· 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。
・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の

取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保証証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- ~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合には、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録
この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録すること。
- (2) 公共事業労務費調査への協力
毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼する所以あるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。
なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。
- (3) 建設業退職金共済制度について
 - ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
 - ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。
- (4) ~~工事成績評定について~~
~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~
- (5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~
~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~
 - ① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつま

~~でに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

- ~~② 受注者は、実施工工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

- ① ~~本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~
 - ア ~~建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~
 - イ ~~監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は二級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~
 - ウ ~~監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~
 - エ ~~同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一體性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される~~

- ~~場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)~~
- ~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内(例:〇〇市、〇〇市及び〇〇町)の工事でなければならない。~~
- ~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。~~
- ~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~
- ~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~
- ~~② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~
- ~~③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。~~
- ~~(9) 特別重点調査を受けた者との契約について~~
- ~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~
- ~~(10) 引渡し後点検について~~
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- ~~(11) 設計図書の取扱い~~
- 本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うこととに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- ~~(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について~~
- デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
- 本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができます。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。
- なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。
- ~~① 必要な機器・ソフトウェア等の導入~~
- 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。
- ~~② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入~~
- 受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真

撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

【本図面は概要図です】
全ての図面は、持参頂く未使用CD-Rと
引換えにて、PDFデータコピー済CD-R
をご提示致します。ケースは持参願います。

引換は、国立青少年教育振興機構 財務部
施設管理課にて行います。

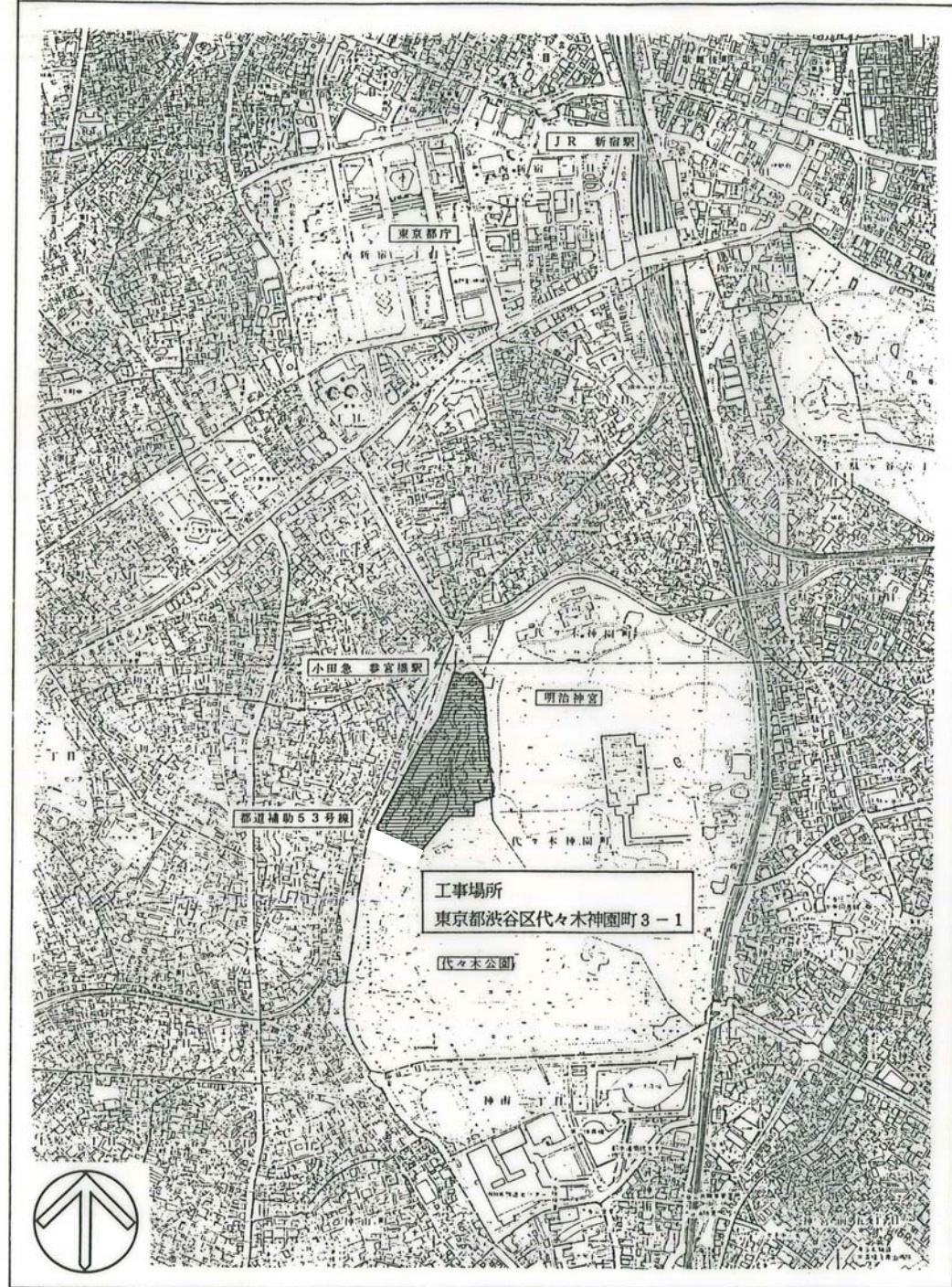
国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事

実施設計図

課長	課長補佐	係長	主任
独立行政法人 国立青少年教育振興機構			

令和4年6月

株式会社 坂倉建築研究所 大阪事務所



国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事																																																																																																																																																									
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 (国立オリンピック記念青少年総合センター構内)</p> <p>2. 完成期限 令和5年3月31日(金曜日)</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>スポーツ棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>模様替</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>SRC一部S造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地下1階地上3階</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築面積(m²)</td> <td>5,127.11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ面積(m²)</td> <td>9,371.54</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第一の区分</td> <td>(15)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改修面積(m²)</td> <td>図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>基準法上の用途:研修所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事種目)</p> <table border="1"> <tr> <td>建物別及び屋外</td> <td colspan="3">工事種別</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事種目</td> <td>スポーツ棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○2 仮設工事</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○3 防水改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・4 外壁改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○5 建具改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○6 内装改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○7 塗装改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・8 耐震改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・9 環境配慮改修工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・10 外構改修工事</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5. 指定部分 ○無 有 対象部分() 指定部分工期 令和 年 月 日(曜日)</p> <p>6. 概工期 ○無 有 令和 年 月 日(曜日) (1.2.1)[1.2.1]</p>							建物名称	スポーツ棟						工種	模様替						構造	SRC一部S造						階数	地下1階地上3階						建築面積(m ²)	5,127.11						延べ面積(m ²)	9,371.54						消防法施行令別表第一の区分	(15)						改修面積(m ²)	図示						備考	基準法上の用途:研修所						建物別及び屋外	工事種別						工事種目	スポーツ棟						○2 仮設工事	一式						○3 防水改修工事	一式						・4 外壁改修工事							○5 建具改修工事	一式						○6 内装改修工事	一式						○7 塗装改修工事	一式						・8 耐震改修工事							・9 環境配慮改修工事							・10 外構改修工事	一式						・						
建物名称	スポーツ棟																																																																																																																																																								
工種	模様替																																																																																																																																																								
構造	SRC一部S造																																																																																																																																																								
階数	地下1階地上3階																																																																																																																																																								
建築面積(m ²)	5,127.11																																																																																																																																																								
延べ面積(m ²)	9,371.54																																																																																																																																																								
消防法施行令別表第一の区分	(15)																																																																																																																																																								
改修面積(m ²)	図示																																																																																																																																																								
備考	基準法上の用途:研修所																																																																																																																																																								
建物別及び屋外	工事種別																																																																																																																																																								
工事種目	スポーツ棟																																																																																																																																																								
○2 仮設工事	一式																																																																																																																																																								
○3 防水改修工事	一式																																																																																																																																																								
・4 外壁改修工事																																																																																																																																																									
○5 建具改修工事	一式																																																																																																																																																								
○6 内装改修工事	一式																																																																																																																																																								
○7 塗装改修工事	一式																																																																																																																																																								
・8 耐震改修工事																																																																																																																																																									
・9 環境配慮改修工事																																																																																																																																																									
・10 外構改修工事	一式																																																																																																																																																								
・																																																																																																																																																									
<p>II 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約書、現場説明書、図面47枚及び本特記仕様書4枚によるほか、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。) ○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ○建築工事標準詳細図(平成28年版)(以下「標準詳細図」という。) ○建築物改修工事共通仕様書(平成31年版) ○文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。) ○文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。) ○工事写真撮影要領(令和元年7月)</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は()図、機械設備工事の特記仕様書は()図による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 本特記仕様書の表記</p> <p>1)項目は、○印の付いたものを適用する。 2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>3)特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の(())内表示番号は、文科仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[[]]内表示番号は、文科改修仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>4) [G]印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成31年2月8日変更賛議決定)」に定める特定調達品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。</p>																																																																																																																																																									
<p>1 各章共通事項</p> <p>○適用区分</p> <p>○電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者</p> <p>○施工条件</p> <p>○発生材の処理等</p> <p>○環境への配慮</p> <p>○材料の品質等</p>	<p>特記事項</p> <p>○建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(Vo=34m/s) 地表面粗度区分(・I・II・III・IV) ○積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表(24) (1.3.3~4)[1.3.3~4] この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者は選任する。 <table border="1"><thead><tr><th>項目名</th><th>電気保安技術者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第7条第1項各号の科目を修めた卒業した者</td><td>○</td></tr><tr><td>4 旧電気工事技術者検定規定規則による高压電気工事技術者の検定に合格した者</td><td>○</td></tr><tr><td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高压試験に合格した者</td><td>○</td></tr><tr><td>6 第1種電気工事の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>8 第2種電気工事以上の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td><td>・</td></tr></tbody></table> 工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。 (1.3.5)[1.3.5] この工事現場では、次の施工条件による。 ・工事期間中も2箇所勤務スペース、及びブルー・テニスコート(附帯する更衣室・便所等を含む)の運用を続けていくものとする。 本工事体育室工事は2工区に分けて完成させることとする。 1工区は地下階(10月~12月)、2工区(1月~3月)は1階とする。 工事期間中の年末年始において、体育室のイベント利用があるため同期間は工事完成、着手前として現場を開放する対応を必要とする。 (1.3.11)[1.3.12] (1)引連しを要するもの 1)品名 2)引渡し先 3)集積場所 (2)特別管理産業廃棄物 1)品名 2)処理方法 (3)現場において再利用を図るもの 1)品名 2)使用箇所 (4)再資源化を図るもの 1)品名 コンクリート、鉄筋、一部内装材 (5)その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。 (1.4.1)[1.4.1] (1)建築物内部に使用する材料等とは、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材等は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(タル酸ジーナ-ブチル及びタル酸ジーエーチルヘキシン等)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2)設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の③又は④に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の第7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1.4.2)[1.4.2] (1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2)備考欄に商品名が記載された材料は、同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 (3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4)本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5)製造業者等に関する資料の提出を求める材料</p>			項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第7条第1項各号の科目を修めた卒業した者	○	4 旧電気工事技術者検定規定規則による高压電気工事技術者の検定に合格した者	○	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高压試験に合格した者	○	6 第1種電気工事の資格を有する者	○	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	8 第2種電気工事以上の資格を有する者	○	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・	<p>○技能士</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>○とび</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・筋筋施工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・左官・型枠施工・コンクリート圧送施工</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・とび・鉄工</td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ブロック建築・ALCパネル</td> </tr> <tr> <td>P Cカーテンウォール工事</td> <td>・カーテンウォール施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>○防水施工(シリカ防水工事等)</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石材施工</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル貼り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根、とい工事</td> <td>・建築板金</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>○内装仕上げ施工(鋼製下地)</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>○左官</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>・サッソ施工・自動ドア施工・ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>○塗装</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>○内装仕上げ施工(グラスチック系床仕上げ、ボード仕上げ)</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・造園</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施工の検査等</p> <p>○施工の立会い</p> <p>○化学物質の濃度測定</p> <p>○環境への配慮</p> <p>○完成時の提出図書</p>		適用工事種別	技能検定の種別	仮設工事	○とび	鉄筋工事	・筋筋施工	コンクリート工事	・左官・型枠施工・コンクリート圧送施工	鉄骨工事	・とび・鉄工	ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築・ALCパネル	P Cカーテンウォール工事	・カーテンウォール施工	防水工事	○防水施工(シリカ防水工事等)	石工事	・石材施工	タイル工事	・タイル貼り	木工事	・建築大工	屋根、とい工事	・建築板金	金属工事	○内装仕上げ施工(鋼製下地)	左官工事	○左官	建具工事	・サッソ施工・自動ドア施工・ガラス施工	塗装工事	○塗装	内装工事	○内装仕上げ施工(グラスチック系床仕上げ、ボード仕上げ)	植栽工事	・造園																																																																																												
	項目名	電気保安技術者																																																																																																																																																							
	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																																																																																																																																																							
	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																																																																																																																																																							
	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第7条第1項各号の科目を修めた卒業した者	○																																																																																																																																																							
	4 旧電気工事技術者検定規定規則による高压電気工事技術者の検定に合格した者	○																																																																																																																																																							
	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高压試験に合格した者	○																																																																																																																																																							
	6 第1種電気工事の資格を有する者	○																																																																																																																																																							
	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																																																																																																																																																							
	8 第2種電気工事以上の資格を有する者	○																																																																																																																																																							
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・																																																																																																																																																								
適用工事種別	技能検定の種別																																																																																																																																																								
仮設工事	○とび																																																																																																																																																								
鉄筋工事	・筋筋施工																																																																																																																																																								
コンクリート工事	・左官・型枠施工・コンクリート圧送施工																																																																																																																																																								
鉄骨工事	・とび・鉄工																																																																																																																																																								
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築・ALCパネル																																																																																																																																																								
P Cカーテンウォール工事	・カーテンウォール施工																																																																																																																																																								
防水工事	○防水施工(シリカ防水工事等)																																																																																																																																																								
石工事	・石材施工																																																																																																																																																								
タイル工事	・タイル貼り																																																																																																																																																								
木工事	・建築大工																																																																																																																																																								
屋根、とい工事	・建築板金																																																																																																																																																								
金属工事	○内装仕上げ施工(鋼製下地)																																																																																																																																																								
左官工事	○左官																																																																																																																																																								
建具工事	・サッソ施工・自動ドア施工・ガラス施工																																																																																																																																																								
塗装工事	○塗装																																																																																																																																																								
内装工事	○内装仕上げ施工(グラスチック系床仕上げ、ボード仕上げ)																																																																																																																																																								
植栽工事	・造園																																																																																																																																																								
<p>○完成事項</p> <p>○完成図(施工図、施工計画書を除く。) CADデータ(電子納品) A3版原図 A1版原図 A3複写図(副本) A1複写図(副本) ○施工計画書 A4ファイル綴じ ○保全に関する資料 A4ファイル綴じ ○施工図(次に示すものを標準とし、提出部数等は監督職員と協議による。) ○工事写真(「工事写真撮影要領」による。) 原本(電子媒体) アルバム(紙又は電子媒体)</p> <p>○共通事項の補足</p>																																																																																																																																																									
<p>○完成写真</p> <p>工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影部位及び箇所数</th> <th>形式・サイズ</th> <th>提出セット数</th> <th>画素数及び画質等</th> <th>撮影者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観正面1箇所</td> <td>カラー印画紙キャビネ判</td> <td>○</td> <td>4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの</td> <td>建築完成写真的撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者</td> </tr> <tr> <td>上記と異なる外部:2箇所内部:10箇所</td> <td>カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※</td> <td>○</td> <td>カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※</td> <td>任意</td> </tr> <tr> <td>外部:箇所内部:箇所</td> <td>カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ</td> <td>1280×960ピクセル以上で撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質</td> <td>任意</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:※のアルバムは併せて作成する。</p>							撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者	外観正面1箇所	カラー印画紙キャビネ判	○	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真的撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者	上記と異なる外部:2箇所内部:10箇所	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※	○	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※	任意	外部:箇所内部:箇所	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ	1280×960ピクセル以上で撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意																																																																																																																																
撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者																																																																																																																																																					
外観正面1箇所	カラー印画紙キャビネ判	○	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真的撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者																																																																																																																																																					
上記と異なる外部:2箇所内部:10箇所	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※	○	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※	任意																																																																																																																																																					
外部:箇所内部:箇所	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ	1280×960ピクセル以上で撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意																																																																																																																																																						
<p>電子納品は次の規定に従うものとする。</p> <p>1)貸与する設計図のCADデータは以下のよう。</p> <p>著作者名: 国立青年教育振興機構 ファイル形式: JWW、DXF、及びPDF 貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のために使用しないこと。</p> <p>2)完成写真の撮影に関する著作者の権利等については次の(i)及び(ii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たつてもそれらの承諾を条件とする。</p> <p>i)提出された写真是、国が行う事務及び団体が認めた用途に従って、無償で利用することができるものとする。この際、著作者等を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。</p> <p>ii)受注者及び撮影者は、撮影時に取得した全ての写真(提出していないものを含む。)及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用せはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>3)電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。</p> <p>4)電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。</p> <p>5)提出方法及びファイル形式は以下のよう。</p> <p>電子媒体: CD-R又はDVD-R CADデータ: JWW、DXF及びPDF 上記の他、監督職員が認めた形式</p> <p>工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。</p> <p>あと施工アンカーエ工事 6章および8章による</p> <p>コア抜き、はつり工事等 ○既存資料調査 ○探査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1)作業主は、エックス線操作主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2)放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外に立入禁止措置を講ずる。 (3)露出時間は、コンクリートの厚さにより、適宜調整する。 (4)付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5)軸体の墨出は、表裏でズレがないように措置を講ずる。</p> <p>撮影枚数 枚 フィルムサイズ cm コンクリート厚さ cm ○既存躯体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。</p> <p>○館内の職員・利用者の安全確保及び非常時の避難通路確保等の法令を遵守すること。 ○騒音・振動・臭気を伴う工事は、事前に監督職員と協議を行った上で全体工事工程表を作成すること。 ○工区分けは第一工区:1階(第1・2体育室等)、第二工区:2階(第3~5体育室等)とし、工期は監督職員との協議による。施工に先立ち、職員及び利用者の使用範囲を具体に協議の上、必要に応じて仮設間仕切壁(2方向遮断、自然排煙、自火報等)法令遵守及び設備系統の問題点有無を設備工事施工と調整を設置すること。 総合仮設計画図書は監督職員へ提出し、必要に応じて新敷設消防と協議・届出を行うこと。 ○改修部分に備品(備付備品を含む)がある場合は、その移動・引渡または処分について、監督職員との協議による。 ○改修工事においては埋設配管・配線に十分留意をすること。 ○漏水修繕については、事前調査の上、設計図書に示す対策に過不足がある場合は監督職員と協議を行うこと。 ○設計図書に示した指定数量は精算対象とするが、施工に先立ち監督職員に報告の上、増減資料を提出すること。</p>																																																																																																																																																									
<p>課長</p> <p>課長補佐</p> <p>係長</p> <p>主任</p> <p>国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事</p> <p>特記仕様書-1</p> <p>縮尺</p> <p>A-002</p> <p>独立行政法人 国立青少年教育振興機構</p> <p>業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター ヤンター・健伸機能改善整備設計業務</p> <p>坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宮志</p>																																																																																																																																																									

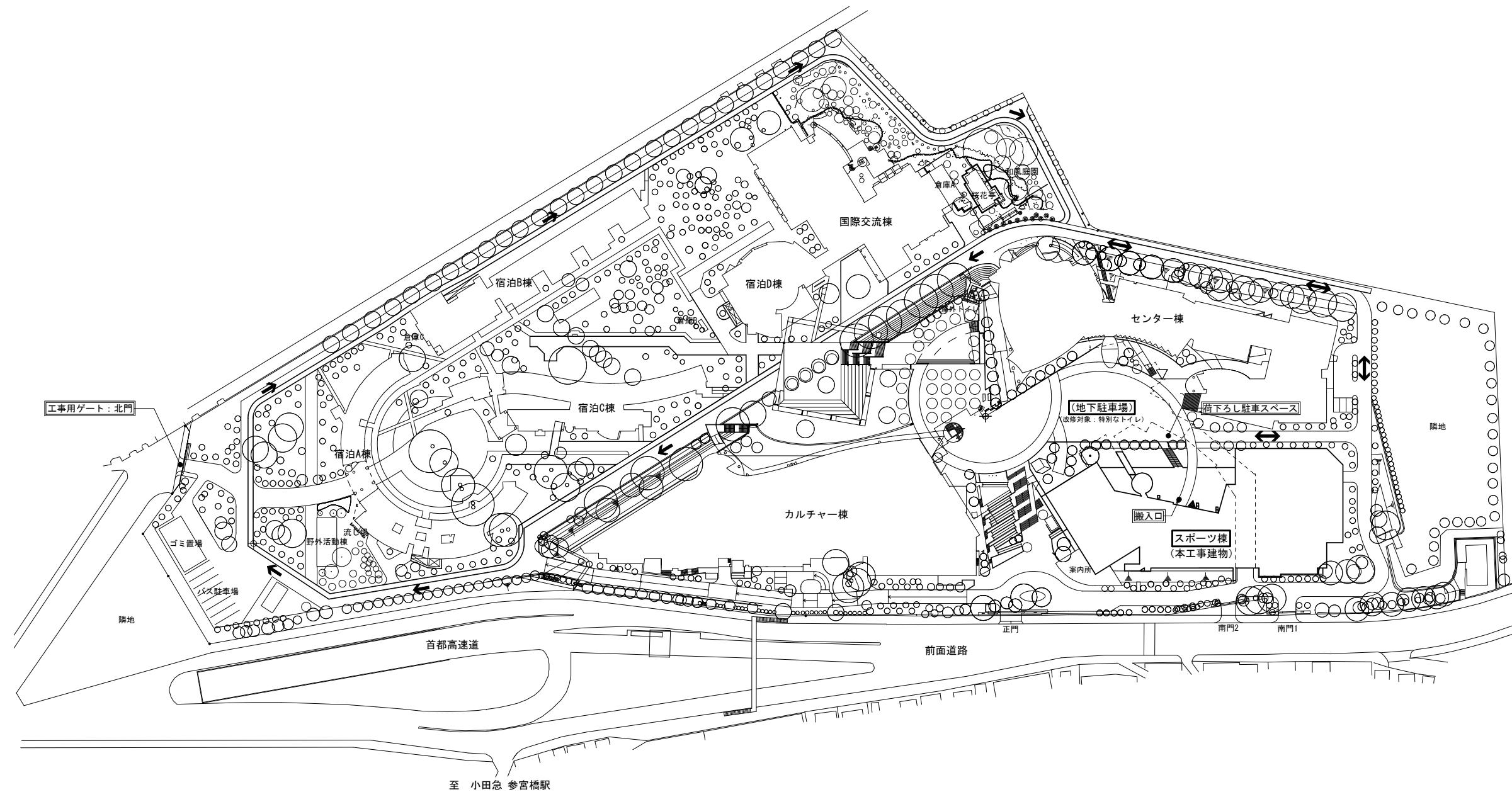
2 仮設工事	◎ 駆音・粉じん等の対策	[2.1.3]	・防音パネル ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・工事に必要な範囲	
	◎ 足場等	[2.2.1][表 2.2.1]	・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法による足場方式により行う。 外部足場 ・設置する (設置範囲・工事に必要な範囲) ・設置しない 防護シート ・設置する (設置範囲・工事に必要な範囲) ・設置しない 内部足場 ・設置する (※ 脚立、足場板等) ・設置しない ・材料、撤去材等の運搬方法 種別 (・A種・B種・C種・D種・E種) C種: 利用可能なエレベーター (既存EV-基) D種: 利用可能な階段 (外部階段-1、内部階段-1,2)	
	◎ 既存部分の養生	[2.3.1]	1) 養生方法等 ・既存部分 養生方法 (・※ビニルシート、合板) ・既存家具、既存設備等 養生方法 (・※ビニルシート等) ・既存ブラインド、カーテン等 養生方法 (・ビニルシート等) 保管場所 (・図示・) ・固定された備品、机、ロッカー等の移動 (・図示・) 2) 既存部分汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。	
	◎ 仮設間仕切り	[2.3.2][表 2.3.1]	1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 (図示) 2) 仮設間仕切りの種別と材質等 (○協議による) 種別 仕上げ (厚さmm) 塗装 充填 ○ A種 ○せっこうボード なし グラスウール 種類 (・) 厚さ (・ mm ※ 9.5mm) ・合板 材種 (・) 厚さ (・ mm ※ 9mm) ※ C種 防炎シート	
	3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 仕上げ 塗装 設置箇所 木製 ※ 合板張り程度 なし か所			
	◎ 施工数量調査	[1.5.2.3]	調査範囲 (図示) ○漏水原因となっている範囲 調査方法 (図示) ○目視確認と計測。必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 (図示) ○現状復旧 調査報告書 提出部数: (○)2部	
	・降雨等に対する養生方法 (どい共)	[3.1.3]	※改修標準仕様書3.1.3(5)(7)~(9)による。	
	◎ 改修工法の種類及び工程	[3.1.4]	防水改修工法の種類 (○ウレタン塗膜防水塗布) 工法 メッシュなし1成分形密着型「ダイフレックス、エバーコートZERO-1H 厚2/厚3 (屋外階段部) 屋外階段踏面部はノンスリップ仕様 受注生産色」同等品 (○) グラウト注入 工法 コンクリート構造物高圧注入止水工法「茶谷産業 TAPグラウト工法」同等品 シーリング改修工法の種類 (○) シーリング充填) 工法 ○2重シーリング打替は内側シーリング点検+外側シーリング打替を原則とし、内側シーリングが健全でない場合は、打替対象とする	
	◎ シーリング	[3.1.4] [3.7.2, 3, 7, 8]	シーリング改修工法の種類 ○シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り (・適用する) (・適用しない) エッジング材張り (・適用する) (・適用しない)	
	シーリング材の施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書3.7.1による。 施工箇所 シーリング材の種類 (記号)			
	◎ 塗膜防水		シーリング材の目地寸法 ・ ○図示 ※改修標準仕様書3.7.3(1)(7)~(9)による シーリング材の接着性試験 ・簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・エチレン系塗膜防水 「大関化学 バラテックス防水 A-I工法」同等品 ○ウレタン系塗膜防水エポキシ樹脂 (アクリルウレタン樹脂) 系塗料 「エビーシー商会 ポリメタイトECO+耐塩素用カラートップF」 共にF☆☆☆☆ 同等品	
3 防水改修工事	4 外壁改修工事 (共通事項)	[1.5.2.3]	施工数量調査 調査範囲 ・ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉢汁の流出の有無を調査する。	
	4-1 外壁改修工事 (打放し仕上げ外壁)	[4.1.4][4.2.2]	モルタル仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	
	4-2 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.2.2]	既存部分の破壊を行った場合の補修方法 図示 調査報告書の部数 2部	
	4-3 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.3.1]	調査範囲 (図示) ○漏水原因となっている範囲 調査方法 (図示) ○目視確認と計測。必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 (図示) ○現状復旧 調査報告書 提出部数: (○)2部	
	4-4 外壁改修工事 (下地調整)	[4.6.3]	施工数量調査 調査範囲 (図示) ○漏水原因となっている範囲 調査方法 (図示) ○目視確認と計測。必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 (図示) ○現状復旧 調査報告書 提出部数: (○)2部	
	4-5 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 図示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 図示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 図示 水密性改修工法 ・水洗い工法 図示 水洗い工法	
	4-6 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル	
	4-7 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.1.5][4.2.2][4.6.5][表 4.2.4]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 図示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 図示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 図示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-8 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-9 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
4 建具改修工事	4 外壁改修工事 (共通事項)	[1.5.2.3]	調査範囲 ・ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉢汁の流出の有無を調査する。	
	4-1 外壁改修工事 (打放し仕上げ外壁)	[4.1.4][4.2.2]	モルタル仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	
	4-2 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.2.2]	既存部分の破壊を行った場合の補修方法 図示 調査報告書の部数 2部	
	4-3 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.3.1]	調査範囲 (図示) ○漏水原因となっている範囲 調査方法 (図示) ○目視確認と計測。必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 (図示) ○現状復旧 調査報告書 提出部数: (○)2部	
	4-4 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-5 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-6 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-7 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-8 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	4-9 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁)	[4.6.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
5 建具改修工事	4 外壁改修工事 (共通事項)	[1.5.2.3]	施工数量調査 調査範囲 ・ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉢汁の流出の有無を調査する。	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	モルタル仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存部分の破壊を行った場合の補修方法 国示 調査報告書の部数 2部	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	調査範囲 (図示) ○漏水原因となっている範囲 調査方法 (図示) ○目視確認と計測。必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 (図示) ○現状復旧 調査報告書 提出部数: (○)2部	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	5 建具改修工事	[5.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
6 建具改修工事	5 建具改修工事	[5.1.3]	施工数量調査 調査範囲 ・ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び鉢汁の流出の有無を調査する。	
	6 建具改修工事	[6.1.3]	モルタル仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	
	6 建具改修工事	[6.1.3]	既存部分の破壊を行った場合の補修方法 国示 調査報告書の部数 2部	
	6 建具改修工事	[6.1.3]	調査範囲 (図示) ○漏水原因となっている範囲 調査方法 (図示) ○目視確認と計測。必要に応じて仕上材撤去により躯体状況確認 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 (図示) ○現状復旧 調査報告書 提出部数: (○)2部	
	6 建具改修工事	[6.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	6 建具改修工事	[6.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧力 ※30~50MPa程度 国示 浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 国示 水密性改修工法 ・水洗い工法 国示 水洗い工法	
	6 建具改修工事	[6.1.3]	既存塗膜等の除去 下地処理及び下地調整 工法 处理範囲 下地面の補修 ・サンダーア法 国示 ひび割れ改修工法 ・高圧水洗工法 加圧	

課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事				
				特記仕様書-3		△	-	-
				縮尺	—	-	-	-
独立行政法人 国立青少年教育振興機構								A-004
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道弘志				

石工事	1 施工	石材の割付け 標準仕様書10.1.3(1)(7), (4)による 粗面仕上げの場合のみ込み部分の仕上げ 屋内の床を本磨きとする場合のワックスがけ ・行う (適用箇所: 全て) ・行わない	(10.1.3) (10.1.5)	7 塗装改修工事	① 材料 室内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)	[7.1.3]	9 環境配慮改修工事	① 材料 複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ・建具部による 断熱性による区分 ・T1 · T2 · T3 · T4 · T5 · T6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G · S 乾燥気体の種類 ・空気 · アルゴン 上記以外は、改修特記仕様書5章 建具改修工事による	[9.4.2, 3]	・ 路床	路床の材料 種別 材料 厚さ (mm) ・盛土 · A種 · B種 · C種 · D種 · 図示 ・建設汚泥から再生した処理土 [G] · 建設汚泥から再生した処理土 [G] · 図示 ・凍上抑制層 · 再生クラッシャラン [G] · クラッシャラン · 図示 ・切込み砂利 · 川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下) · 図示 ・フィルター層 · 川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下) · 図示	(22.2.2) (22.2.3) (22.2.5)	
	2 石材等	天然石	(10.2.1~3) (表10.2.1) (表10.2.2)	施工箇所 品質 石材の種類 形状 寸法 (mm) 厚さ (mm) 表面仕上げ 備考 ・1等品 ・2等品 ・正方形に近い矩形	下地調整	塗替え R-B種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面積の30% · 図示 既存錆止め塗料の鉛含有量調査 · 行う (箇所) ・行わない	[7.2.1~7]					路床安定処理 ・適用する · 適用しない	
	3 外壁湿式工法	テラソプロック	(10.2.2) (10.2.3) (10.3.2) (10.3.3)	施工箇所 種石の種類 種石の大きさ (mm) 形状 仕上げ面 寸法 (mm) 表面仕上げ 備考 ※大理石 · 平もの · 役もの 花こう岩 · 片面 · 両面	下地調整	下地面の種類 下地調整の種別 ひび割れ部の補修 塗替え 新規		10 外構改修工事	屋外雨水排水 排水管用材料 材種 管の種類 形状 呼び径 備考 ・造心力鉄筋コンクリート管 上方管 (I種) · B形管 · 図示 · ・硬質ポリ塩化ビニル管 VP · VU · RS-VU [G] · DV · VU継手 · 図示 · ・硬質ポリ塩化ビニル管継手	(21.2.1) (表21.2.1)	・ 路盤	路盤の厚さ · 図示 · 路盤材料 クラッシャラン · 生石灰 (· 特号 · 1号) · 消石灰 (· 特号 · 1号) 添加量 kg (目標CBR · 以上 ·)	(22.3.2) (22.3.3) (22.3.5) (表22.3.1)
	4 内壁空積工法	テラソタイル	(10.2.2) (10.2.3) (10.3.2) (10.3.3)	施工箇所 種石の種類 種石の大きさ (mm) 寸法による区分 表面仕上げ 備考 ※大理石 · 300型 花こう岩 · 400型	錆止め塗料塗り	錆止め塗料の種別 塗装面 塗料の種別 工程の種別 塗替え A種 ※C種 · EP-G以外 新規見え掛り A種 ※A種 · 新規見え隠れ A種 ※B種 · 塗替え ※B種 · A種 ※C種 · 新規見え掛り ※B種 · A種 ※B種 · 新規見え隠れ ※B種 · A種 ※B種 · EP-G以外 塗替え ※A種 · B種 ※C種 · 新規見え隠れ ※A種 · B種 ※C種 · EP-G 塗替え C種 ※C種 · 新規見え隠れ C種 ※A種 ·	[7.3.2, 3]	・ 路盤	砂の粒度試験 · 行う · 行わない 路盤土の支持力比 (CBR) 試験 · 行う · 行わない 現場CBR試験 · 行う · 行わない 路盤締固め度の試験 (現場密度) · 行う · 行わない				
	5 乾式工法	受金物	(10.2.2) (10.4.2) (10.4.3)	材質 ※SUS304 · 形状及び寸法 L-75×75×6 (mm) の加工 長さ=100mm L-75×75×6 (mm) の加工 長さ=150mm	塗装	塗装の種類 塗装面 工程 塗替え 新規		・ 路盤	路盤締固め度の試験 行う · 行わない				
	6 床及び階段の石張り	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	材質 ※SUS304 · 形状及び寸法 L-75×75×6 (mm) の加工 長さ=100mm L-75×75×6 (mm) の加工 長さ=150mm	塗装	合成樹脂調和ペイント塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 · 2種 鉄鋼面 ※B種 · A種 垂船めっき鋼面 (鋼製建具) ※A種 · B種 · 垂船めっき鋼面 (鋼製建具以外) ※B種 · A種 · B種 · クリヤラッカーカー塗り (CL) ※B種 · A種 · B種 · フルアル酸樹脂エナメル塗り (FE) ※B種 · A種 · B種 · アクリル樹脂系非分散形塗料塗り (NAD) ※B種 · A種 · B種 · 耐候性塗装 (DIP) 鉄鋼面 上塗り等級 () 級 · A種 垂船めっき鋼面 · A種 上塗り等級 () 級 · A-1種 · B-1種 · C-1種 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) ※B種 · A種 · B種 · シーリング材 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示 シーリング材の目地寸法 ※幅 · 深さとも10mm以上 · 図示	[7.4.2~7.14.2]	・ 路盤	アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 · アスファルト · 再生アスファルト [G] (· 60~80 · 80~100) · ストレートアスファルト 骨材 · 道路用碎石 · アスファルトコンクリート再生骨材 [G]	(22.4.2) (22.4.6) (表22.4.1) ~ (表22.4.4)			
	7 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.4.2) (10.4.3)	材質 ※SUS304 · 形状及び寸法 L-75×75×6 (mm) の加工 長さ=100mm L-75×75×6 (mm) の加工 長さ=150mm	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	加熱アスファルト混合物の種類 区分 地域 種類 ・一般地域 · 密粒度アスファルト混合物 (13) 表層 · 细粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域 · 密粒度アスファルト混合物 (13F)	(22.4.4) (表22.4.4)			
	8 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	取付け方式 · スライド方式 · ロッキング方式 石裏面処理 · 適用する · 適用しない 裏打ち処理 · 適用する · 適用しない 打孔用の穴の位置 ※標準仕様書10.5.2(2)(7)による · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	シールコートの施工 ・行う (· PK-1 · PK-2) · 行わない 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 · 行う · 行わない 舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度	(22.4.2) (22.4.6) (表22.4.1) ~ (表22.4.4)			
	9 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンカーの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書11.1.1による · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の厚さ 舗装の種類 部位 厚さ (mm) コンクリート舗装 歩行者用通路 ※70 · 図示 車路及び駐車場 · 150 · 図示	(22.5.2~4) (22.5.6) (表22.5.1~3)			
	10 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンカーの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	寒冷地の縫部立下寸法等 · 図示 材料 コンクリート · 標準仕様書表22.5.1による · 使用しない 早強セメント · 使用する · 高弹性タイプ 注入目地材料 ※低弾性タイプ				
	11 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンカーの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	12 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンカーの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	13 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンカーの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	14 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンckerの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	15 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 · あと施工アンckerの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	16 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンckerの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	17 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンckerの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (· 油性 · 水性) — — ・木材保護塗料塗り (WP) ※B種 · A種 ※B種 · A種	[7.14.2]	・ 路盤	コンクリート舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度				
	18 壁面改修工事	受金物	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4)	アンckerの材質及び寸法 (材質: 寸法:) 目地 一般目地 目地幅 (mm) ※6以上 · シーリング材 · 適用する · 適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mとし · 図示	塗装	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-T) ・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) ・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ※B種 · A種 ※B種 · A種 ・							

項目	区分						備考	区分						備考	区分						備考			
	建築	電気	機械	建築 (土木)	別途			建築	電気	機械	建築 (土木)	別途			建築	電気	機械	建築 (土木)	別途					
名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要	名称	適要			
コンクリートアバッキ	鉄筋探査の上、位置調整 鉄筋切断部は防錆塗装	O	O			墨出し共、但し、天井点検 口は建築工事	排煙防火ダンパー リレー取付まで①	O				動力、照明用電源、接地引 込み	O						カウンター(ホワイエ)		O	穴あけ共		
コンクリート穴あけ	梁、壁木製型枠入れ	O				墨出し、補修除く	煙感知器連動シャッター リレー取付まで②	O				コンセント接地 ピット内、機械室内	O						湯沸器	湯沸室、ラウンジ	O			
"	梁、壁木製型枠入れ (将来対応用含む)	O	O	O		ボイド等	煙感知器連動防炎垂れ壁 リレー取付まで③	O				インタホン配線 シャフト外	O						湯沸器	実験室、研究室	O			
"	床スラブ木製型枠入れ	O				墨出し、補修除く	上記①～③用煙感知器 リレーまでの配管配線共	O				"					(昇降機設備工事で施工)	吊り戸棚	給湯室	O				
"	床スラブスリーブ入れ	O	O	O		ボイド等	道路側溝用排水 L型・U型と管布設	O		O		芝生、種子吹付 法枠、モルタル吹付	O		O			吊り戸棚	他		O			
壁等同上開口部補強	鉄筋切断時の補強	O					制御盤	制御盤以降の配管、配線共	O	O			コンクリート擁壁 植栽	O		O			サイン、案内板		O	O 図示のサインは建築工事		
天井点検口	点検口取付及び、開口部補強	O				ボード切込、墨出し共	同上接続(一次側)	制御盤主開閉器までの配管配線	O			接地共	コンクリート擁壁 ダクト等の貫通部	O		O			プラインド・カーテン			O		
開口補強を必要としないボ ト等の切開		O					屋内消火栓	消火ポンプ、制御盤	O				植栽	O					プランター			O		
軽量鉄下地開口部補強	天井及び壁、ボード切開	O				照明器具、空調吹出口、 給排気ガラリ等	屋内消火栓起動リレー		O				窓アリミハニキルの穴開	O	O				消火器			O		
鉄骨下地開口部	電気・機械設備関係開口部	O	O				同上表示灯及び起動装置		O				はと小屋(新築立上りユニ ット)内六角	O					消火器ボックス		O	床置き型は除く		
盤・衛生陶器等の下地補強	露出形器具取付用(電気)	O					自動火災報知設備		O				金属パネル穴まわり シール	O	O				書架、書庫、積層書架 、集密書架		O	O 積層書架のみ施設部(建築)		
床下点検口	改め口取付及び、開口部補強	O				墨出し共	連結送水口	座板等	O				ダクト撤去部の穴埋補修		O				展示パネル、展示ケース			O		
流し台	ステンレス製(排水金具含む)	O				水切り板・同穴あけ共	独立煙突		O				配管配線撤去部の穴埋補修 ビス穴共	O	O				テレビ			O		
"	排水管の接続		O				同上煙道	鋼板製		O			上記穴埋部の仕上	O					冷蔵庫			O		
"	陶器製		O				同上避雷設備		O				多目的トイレ手すり		O				ストーブ、除湿器			O		
洗面器等取付化粧板	ライニング含む	O					配管配線用ピット	蓋共	O				和便器の撤去及び補修		O			床補修は建築工事	ウォーターカーラー			O		
ルーフドレン		O					二重床の配管、配線用開口	フリーアクセスフロア等	O				洋便器の撤去及び補修		O				蛍光灯スタンド			O		
立どい	防露工事共	O				図示の範囲	コンクリートシャフト 点検口		O				流し台	研究室・実験室・会議室・セミナー室		O		配管接続含む	電話機			O		
雨水排水管	1FLから排水幹線までの配管		O			第1樹を含む	天井フック		O				同上(陶器製手洗器)	講義室		O		配管接続含む	放送設備(非常放送)		O			
"	幹線の配管			O			機械室の防音遮音処理		O				同上(ステンレス製手洗器)	給湯室	O			配管接続含む	テレビ共聴設備		O			
生活排水、実験排水管	建物から第1樹までの配管		O			第1樹を含む	特殊サイズ鏡		O				ドラフトチャンバー	本体		O			入退室管理システム		O			
"	第1樹から排水幹線までの配管		O										"	排風機		O			バックディテイクションシステム			O		
"	幹線の配管			O									"	渡り配線・制御		O		実験盤と機器との接続ケーブル	クリーンベンチ、安全キャビネット			O		
大型機械基礎		O				避雷設備		O					"	ダクト		O		実験盤面から屋上突き出 しまで	オートクレープ			O		
一般機器類の基礎	配管、アンカーボルト、仕上、防水共	O	O			保守管理用タラップ 、はしご		O			トレンチ、床下部、屋上	"	電源制御ケーブル		O		実験盤と排風機との接続ケーブル、接続は学部工事	純水製造装置			O			
機械用アンカーボルト型枠 入れ又はあと施工アンカーボルト	ボイラ、冷凍機等機械設備関係機器	O				墨出し共	室内テレビ用吊金物下地	O				"	電源制御ケーブル用配管		O		実験盤と排風機との接続ケーブル用配管	薬品棚			O			
"	自家発電機その他電気関係機器	O				墨出し共	防火区画貫通部処理・補修		O	O		モルタル充填	冷却水設備	装置	O			舞台照明、音響、映像、機 器設備			O 空配管のみ施設部			
屋外貯油槽	軸体	O					機器・配管取付後の壁、床 などの補修		O	O			"	渡り配線・制御		O		実験盤と機器との接続ケーブル	特殊室内装	O	バネル内装・建具			
"	貯油槽埋戻し及び配管		O				同上補修後 仕上		O				"	配管		O			特殊室ベース照明		O			
共同溝	歩床コンクリート共			O			テレビアンテナ		O				N2設備	装置		O		クレーン			O			
建物、共同溝 、接続トレンチ		O					グリストラップ 及びガソリントラップ	コンクリート製(ふた共)	O				"	配管		O		ピクチャーレール		O	フックは除く			
同上接続部止水板		O		O			"	ステンレス鋼板製(ふた共)	O				"	渡り配線、制御		O		実験盤と機器との接続ケーブル	アスロック穴あけ	O				
防火用水槽		O		O			同上補修	区画貫通処理	O	O		モルタル充填	ヘリウム回収	装置		O			同上補修		O			
防火用水池用給排水管		O					電動シャッター、自動扉の 配管配線	二次側。操作盤、押しボタン取付共	O				"	配管		O			アスロック穴あけ	開口補強が必要なもの	O			
各種構類	コンクリート製	O					同上配管接続、接続	一次側	O				"	渡り配線、制御		O		実験盤と機器との接続ケーブル	同上補修	O	O O			
"	SUS、FRP製		O				ユニットバス・シャワー 本体	裾付共	O				メイン主幹盤		O		電力検針、コンセントなし 電力検針あり	ベンチ		O				
各種構類 基礎		O					同上配線	一次側接続まで。SWの取付配線	O				実験盤		O		電力検針、コンセントあり	スクリーンボックス		O				
換気扇取付	ダクトのあるもの		O			天井扇等	同上用配管	接続まで	O				0A盤		O		電力検針、コンセントあり	スクリーン			O			
"	壁、サッシ等への取付(材共)		O			取付板取防水共	冷蔵、冷凍、恒温恒湿 、シールド、防音、無響室	現場製作ものの内装	O				共用盤		O			カーテンボックス		O				
建具パネル取付換気扇	アルミ複合パネル切り欠き	O					"	プレハブの内装	O	O			住宅用盤		O		電力検針、コンセントあり	カーテン			O			
外壁取付ガラリ	給排水用、ダクト接続フランジ共	O					昇降機設備本体	三方枠、同取付後の壁補修まで(トロ詰め)	O				実験機器への接続ケーブル		O		実験盤と機器との接続ケーブル	スライディングウォール		O				

【工区分け】
1工区を地階とする。
2工区を1階とする。



国立オリンピック記念青少年総合センター 全体配置図

課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事
				全体配置図・仮設計画図 縮尺 1:2000
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-007
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センターハウス機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宮道 弘志

改修工事項目
共通仕様①：2重シーリング打替(内側シーリング点検+外側の保護シーリング打替とする)
共通仕様②：シーリングの積算数量は図示の1.4倍を計上する(精算対象)

【改修工事】

1階 第1体育室・第2体育室の床 大型精層フローリング仕上(鋼製下地・デッキプレートを存置し、上部を撤去 総仕上厚600 計画想定数量：184.7m²)を撤去・新設(ウレタン塗装・ライン引き共)する
・ライン引き(改修前に同仕様)：バスケットボール(オールコーナーポイント)×3面、バスケットボール(実線 W50)×3面、バレーボール(オールコーナーポイント)×4面、バレーボール(実線 W50)×4面
バスケットミントン(オールコーナーポイント)×6面、バスケットミントン(オールコーナーポイント)×1面

2階 地階 第3体育室の床 大型精層フローリング仕上(鋼製下地共 総仕上厚600 計画想定数量：95.0m²)を撤去・新設(ウレタン塗装・ライン引き共)する
・ライン引き(改修前に同仕様)：バスケットボール(実線 W50)×1面、バレーボール(実線 W50)×2面、バスケットミントン×4面

3階 地階 第4体育室の床 大型精層フローリング仕上(鋼製下地共 総仕上厚600 計画想定数量：31.4m²)を撤去・新設(ウレタン塗装・ライン引き共)する
・ライン引き(改修前に同仕様)：剣道(実線 W50)×1面

4階 地階 第5体育室の床 大型精層フローリング仕上(鋼製下地共 総仕上厚78.0 計画想定数量：32.0m²)を撤去・新設(ウレタン塗装)する

5階 地階 第6体育室の壁部CL塗装仕上(計画想定数量：385.0m²)、EP塗装(計画想定数量：6.5m²)を更新する
6階 1階研修室(CH2800)：講師室1A(CH2600)の間仕切壁及び取扱い天井(GB厚9.5+RB厚9+EP塗装 LGS共 設備機器撤去復旧(改修工事))を撤去し、移動間仕切壁新設(nPT-1)及び天井を復旧する
また、床タイルカーペット(計画想定数量：11.5m²)、ビニル巾木、壁EP塗装(計画想定数量：2.8m²)、壁VC(計画想定数量：10.0m²)、及び天井EP塗装(全面 計画想定数量：11.5m²)を更新する
上記改修室全ての建具をFE塗装により更新する(LD面は焼付塗装 計画想定数量：1.0m²)
上記改修室全ての縦断等木部SOP塗装を更新する(計画想定数量：2.62m²)

7階 地階ホール、階段ホール、階段-2及び男子・女子洗面所等共用部の床ゴムタイル(500×500×厚2.5 計画想定数量：95.7m² 床材の取扱い巾木共)仕上を更新する
※ゴムタイルは既存樹脂張を継承する為、撤去前ご確認を行うこと
・床：更新の便箈想定数量8.0m²はペーリング下地調整を行う
・巾木：硬質塩化ビニル製(入り巾木納まり)。数量の3.0%で更新する。GB下地調整を行う
・複数障害者用点字録(塗地型8フラット部2)を更新する。点字録数量：10.8m²
・視覚障害者用点字録(スチール製)を更新する。点字録数量：9.9m²
・階段段鼻部(ノンスリップ)金物(ステンレス製)を更新する。計画数量：2.80m²

10階 地階 第5体育室前の木製フローリング、第4・第5体育室窓台、及び天窓面の木製カウンターパネルを更新する(研磨+CL塗装 計画想定数量：6.5m²)
共用部廊下・トラス構造部のEP塗装(汚れ防止タイプ クラック補修を含む) 計画数量：17.30m² 仕上を更新する
・GB面クラック補修：Vカットの上、ファイバーテープW50+バテ補修 計画想定長さ50m
・RC面クラック修復：可とう性セボキシ樹脂(シリカル工法) 計画想定長さ200m

12階 地階・1階降り口部及び1階湯沸池の床ビニルシート仕上を更新する。湯沸室は壁EP塗装更新共とする
自動扉のエンジン及びセンサーを更新(建具4箇所)する(メンテナンス契約継続により寺岡オートドア指定)

13階 防火・防煙シャッターの現行法適合改修(下記の2箇所 互換性より三和シャッター工業製指定)を行う
・改修工事必要な天井点検口が既存位置にない場合を想定し、各1箇所(450角 目地タイプ)を設置する。不要な場合は取りやめる(精算対象)
SS-2 : W5300×H3000
SS-3 : W2500×H2600

15階 排煙窓オペレーターの更新を行う
・既存電動部更新部品：スイッチ、制御盤、ワイヤー、ダンパー、滑車他一式。計画想定スイッチ数量：40箇所

16階 1階体育室引戸SD-53(特定防火設備)の火災報知自動開閉装置(スマクローザー)を更新する
地下駐車場 地下1階男子便所・女子便所及び各階のフルノベーション(特別なトイレ)を行う
・仮設間仕切壁1箇所(W1250×H2400 W1000扉共)

18階 地階男子・女子便所-1、1階男子・女子便所-2を改修する(ドライメンテナンス化と金物更新・新設)
・既存床タイルの上、レバリング厚1.0厚(汚水槽・側板充填厚2.5は撤去)の上、ビニルシート仕上新設(FLT±0)を行う ※タイルとレバリング材の付着力を確認のこと
・トイレベースの取外し・再取付を行う。但し、経年劣化による施工上の問題が生じる場合は、事前に監督職員と協議すること
・トイレベースの各表示錠(「ベスト・忘れゼロ」N.1600シリーズ)同等品)を更新(計17箇所)する
・トイレベースの全表示錠上部にレバー金物(「ベスト・忘れゼロ」N.1600)を新設(計17箇所)する

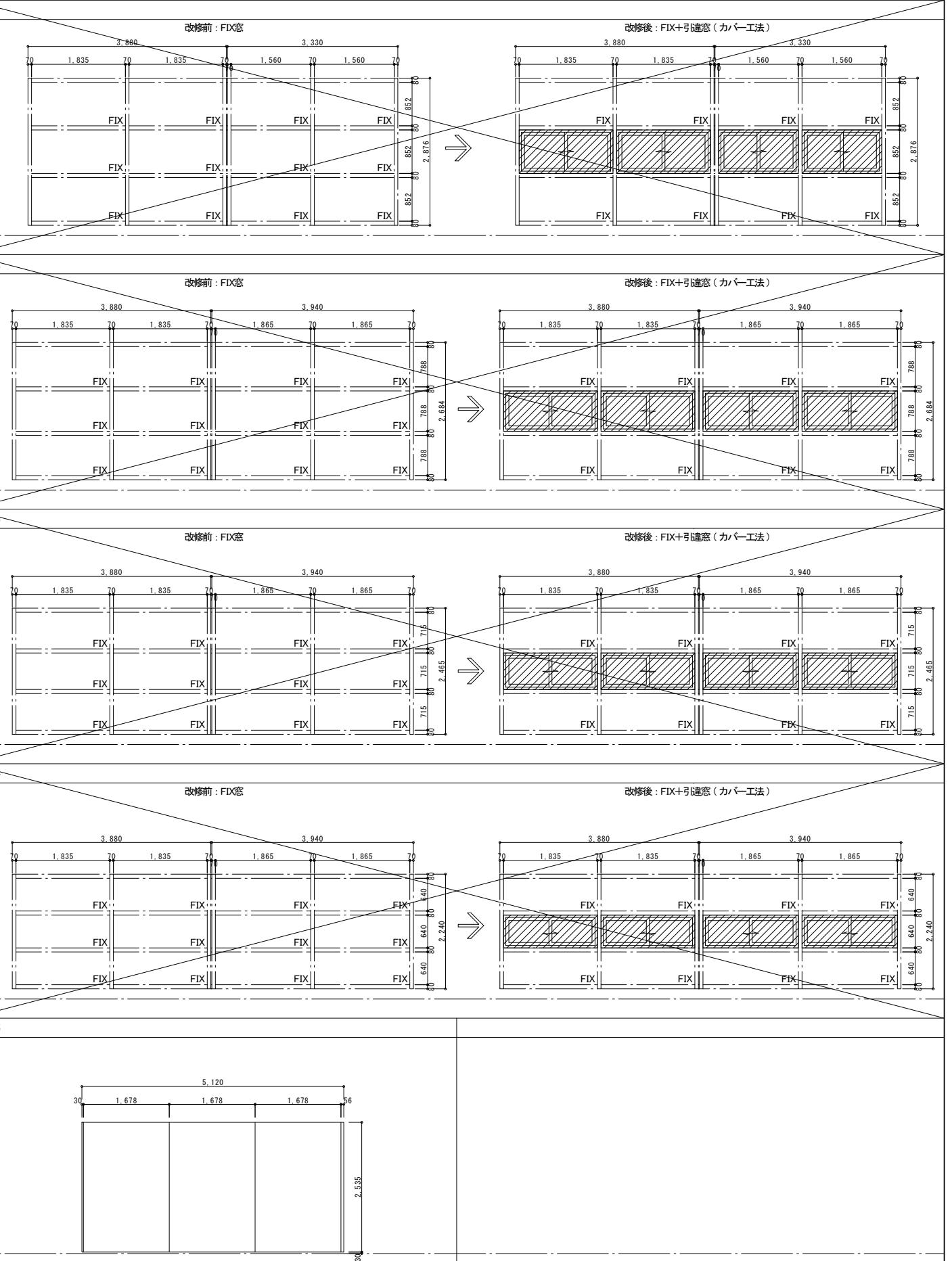
19階 2階 男子・女子便所-1、1階男子・女子便所-2の利便器(洋便器)を新設(男子1箇所、女子2箇所 計3箇所 リニューアル工法 設備工事)に伴い、改修便器周りの磁器質タイル300角(既存近似品、計画想定数量：1m²)を補修する
個別換気設備工事に伴う建築工事(コア抜き・換気設備の設置工事 その他工事区分による)。1階 第1研修室及び離室1Aの2室対象
1)機械換気コア抜き用の天井材撤去・復旧4箇所(各RB6枚、1.08m² LGS共)。また、天井復旧後、室内全体の天井にEP塗装を行う
2)電気配管器具点検口450角(アルミ製目地タイプ GB厚9.5+RB厚9+EP塗装天井部)新設 2箇所

【維持工事】

2階 事務室 天井漏水修繕(ブルー設備排水と雨水の漏水が想定される)を行う
外部側-1) AC-5のコーナー部ガラス(計画数量：21.5m² シーリング計画数量15.3m)を撤去し、調査・修繕の上、ガラスをクリーニングの上、復旧する
外部側-2) 直上のブルーサイド側漏れ(ウレタン系接着剤水+エポキシ樹脂(+アクリルレタン樹脂)系塗料)を新設する
内部側-1) 壁GB面8.4m² G/L工法のGB12.5 EP塗装)及び発泡ウレタン厚1.5撤去の上、グラウト(計画想定数量：15m)を注入する。また、断熱材及び壁側面(半硬質塗化ビニル巾木 2M共)を行なう
内部側-2) 天井・折上面GB面にEP塗装を行う(計画想定数量：1.4m²)
内部側-3) 鉄腐食部をケレンの上、SOP塗装を行う(計画想定数量：1m²)

2階 女子更衣室(職員)の設備漏水跡の天井材(GB厚9.5+RB厚1.2 計画数量：6m²)を設備改修後に更新する。EP塗装仕上には室内全体に行なう
2階 機械室-4 既設床用塗料の剥離等付着に問題がある旧塗膜剥離の上、ウレタン系接着剤水+エポキシ樹脂(+アクリルウレタン樹脂)系塗料を新設する
2階 男子更衣室-1の設備漏水跡の天井材(GB厚9.5+RB厚1.2 計画数量：10m²)を設備改修後に更新する
・天井点検口450角目地タイプ1箇所新設し、EP塗装仕上は室内全体に行なう
※ブームは工具等も稼働する予定。施工中は外気との換気を十分に行なうこと
※金剛にはステンレスハンバーリングを設備工事にて設置予定。取合いを調整すること
階段-2の天井漏水を修繕する
外部側-1) 外部床(踏面・蹴上・ササラ・側溝部)の旧塗膜防水を除去の上、下地調整+ウレタン塗膜防水厚3を新設する
外部側-2) ACW、取合部の全てのシーリング(20×10 計画想定数量：8.5m)及びガラスシーリング(5×5 計画想定数量：4.75m)を打替る
内部側-1) 内部鉄骨階段・手摺・ダクト等の鉄部塗装旧塗膜を除去の上、ボリウレタン塗装(タテシグ手摺)想定数量：10.0m² その他計画想定数量：4.00m²を新設する

建具姿図 凡例
■改修範囲を示す
△一点破線は既存位置する建具を示す

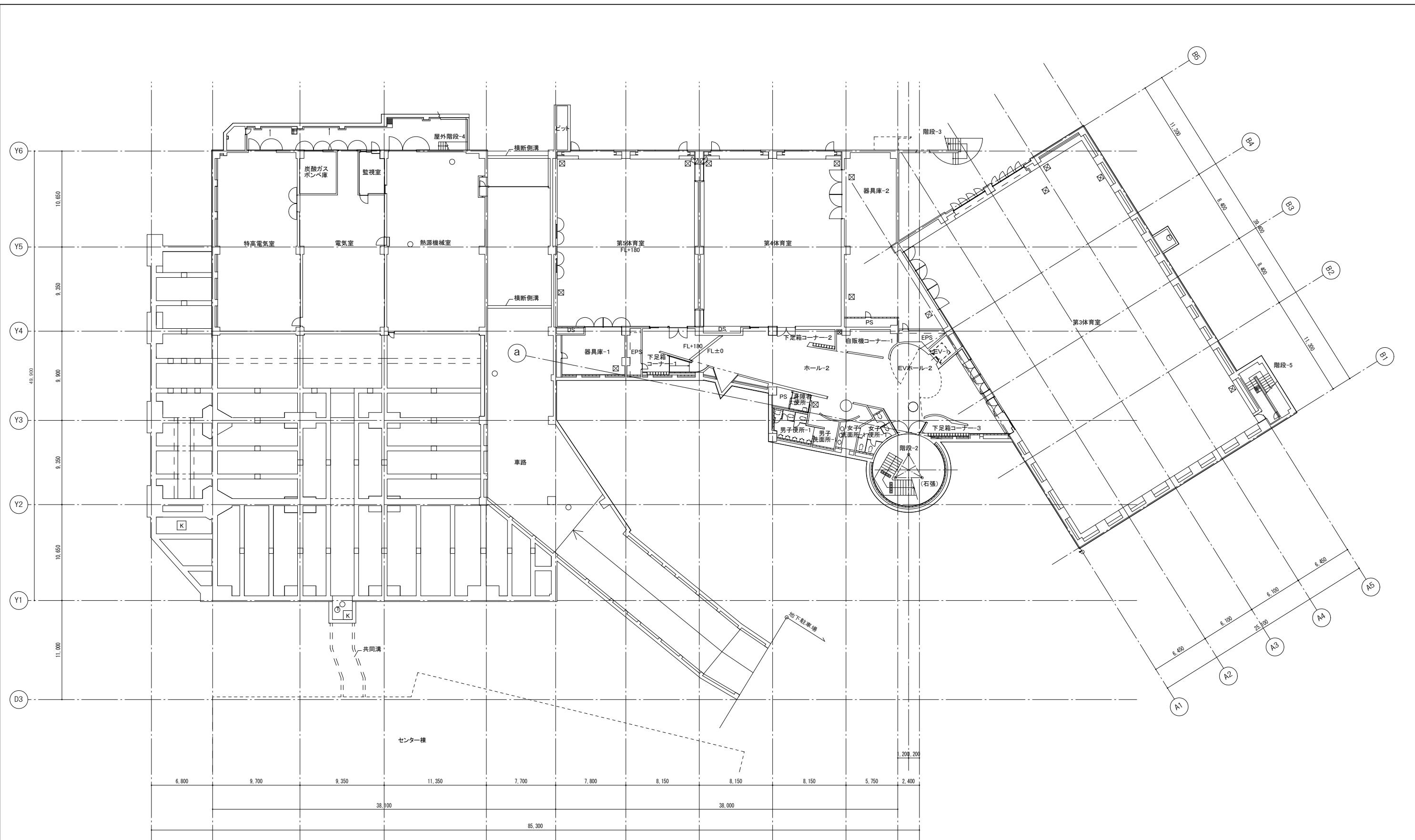


建具表
【】内番号は標準詳細図集の詳細番号を示す
共通仕様：現地実測による確認を行うこと

符号	形式	改修数量	建具寸法		建具枠		ガラス / アルミ複合パネル		建具仕上	建具金物	備考
			幅 (W)	高さ (H)	枠見込 (mm)	扉厚 (mm)	枠廻り	種類			
AW 34	1-1 FIX窓⇒引違窓に改修	改修1 (カバー工法)	1835 1560	852	130 150	—	—	フロートガラス	P 6	ウレタン 焼付塗装	引違建具金物一式、脱着防止装置 傾斜角度7° カバー工法窓4箇所
AW 35	1-2 FIX窓⇒引違窓に改修	改修1 (カバー工法)	1835 1865	788	130 150	—	—	フロートガラス	P 6	ウレタン 焼付塗装	引違建具金物一式、脱着防止装置 傾斜角度14° カバー工法窓4箇所
AW 36	1-3 FIX窓⇒引違窓に改修	改修1 (カバー工法)	1835 1865	715	130 150	—	—	フロートガラス	P 6	ウレタン 焼付塗装	引違建具金物一式、脱着防止装置 傾斜角度21° カバー工法窓4箇所
AW 37	1-4 FIX窓⇒引違窓に改修	改修1 (カバー工法)	1835 1865	640	130 150	—	—	フロートガラス	P 6	ウレタン 焼付塗装	引違建具金物一式、脱着防止装置 傾斜角度28° カバー工法窓4箇所
nPT 1	1-5 移動間仕切壁	新設1	5120	2535	132.5	100	—	—	V C (内装工事)	詳細図参照	
	※地下駐車場特別なトイレ部別図参照										

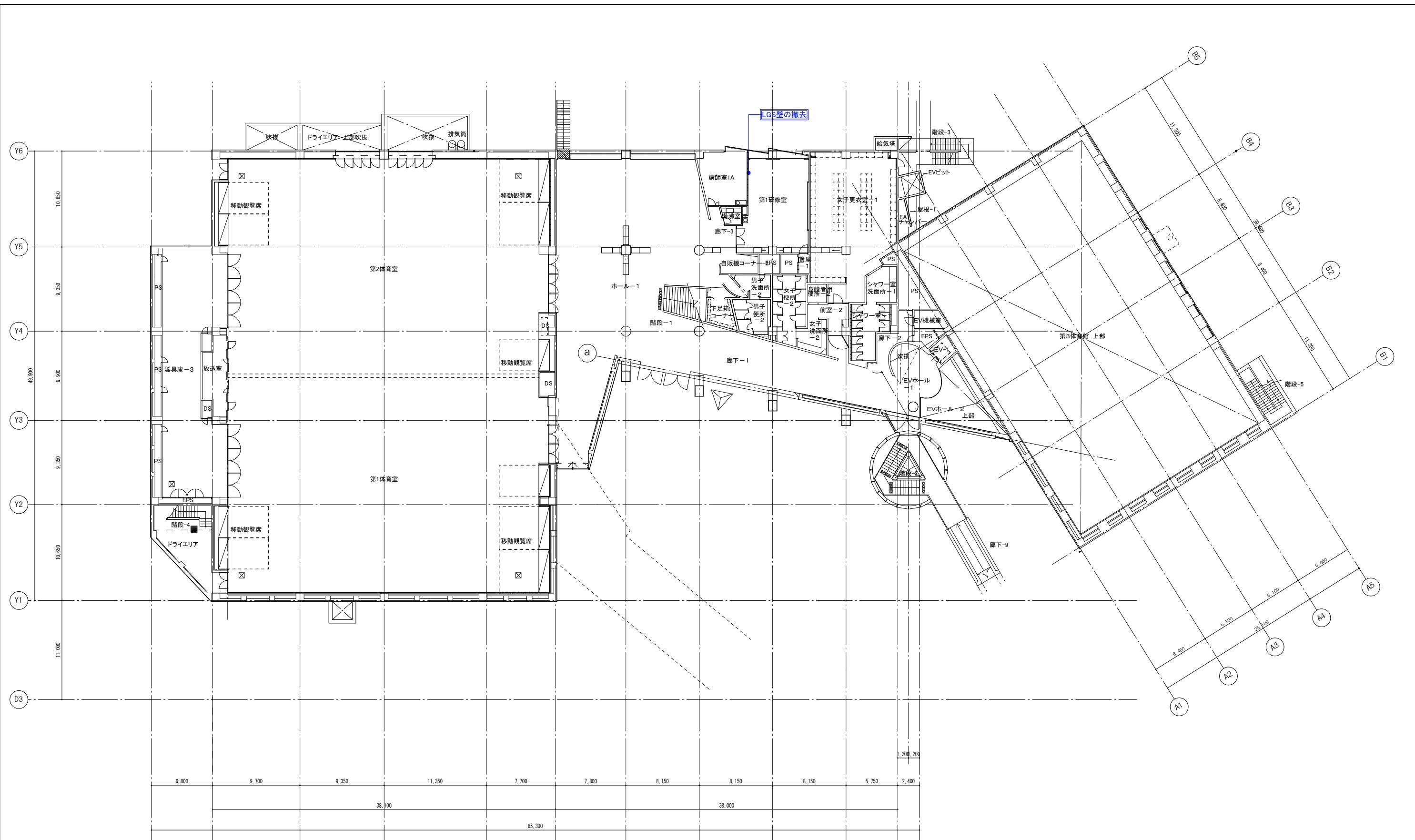
共通事項略号	建具符号		ガラス				建具金具			
	AW アルミ製窓	SWD 鋼製木製戸	P フロート板ガラス	HS 倍強度ガラス	DC(a) ドアクローザ(ストップ付)	FH フローピンジ	AG アルミ製ガラリ	SS 型板ガラス	FP 耐熱ガラス(特定防火設備)	HC ヒンジローザ
ACW アルミ製カーテンウォールサッシ	SS 壁面鋼製戸	N 軽量鋼製戸	SP 型板ガラス(角型)	DC(b) ドアクローザ(ストップなし)	CDC(a) コンサルドドアクローザ(ストップ有)	THC 点検扉用ヒンジ	LD 軽量鋼製戸	SL 複層ガラス	CDC(b) コンサルドドアクローザ(ストップ無)	THC 点検扉用スプリングヒンジ
SD 鋼製戸	SSD ステンレス製戸	W 線型板ガラス	L 合せガラス	CDC(S) 煙感知運動自閉装置付き	PH ピボットヒンジ	WD 木製戸	NP 網入磨板ガラス(角型)	LH ロングヒンジ	HG ハンガーレール金物一式	
SW 鋼製窓	WT トイレベース	WP 線入磨板ガラス	C コンサルドドアクローザ(ストップ有)		C 丁番	SP 鋼製間仕切りパネル	T トレイルース			
SWW 鋼製木製窓	TL トップライト用サッシ	T 強化ガラス								

課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事
				改修工事項目・建具表
				縮 尺
				A - 008
				独立行政法人 国立青少年教育振興機構
				業務名 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務
				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宮道弘志



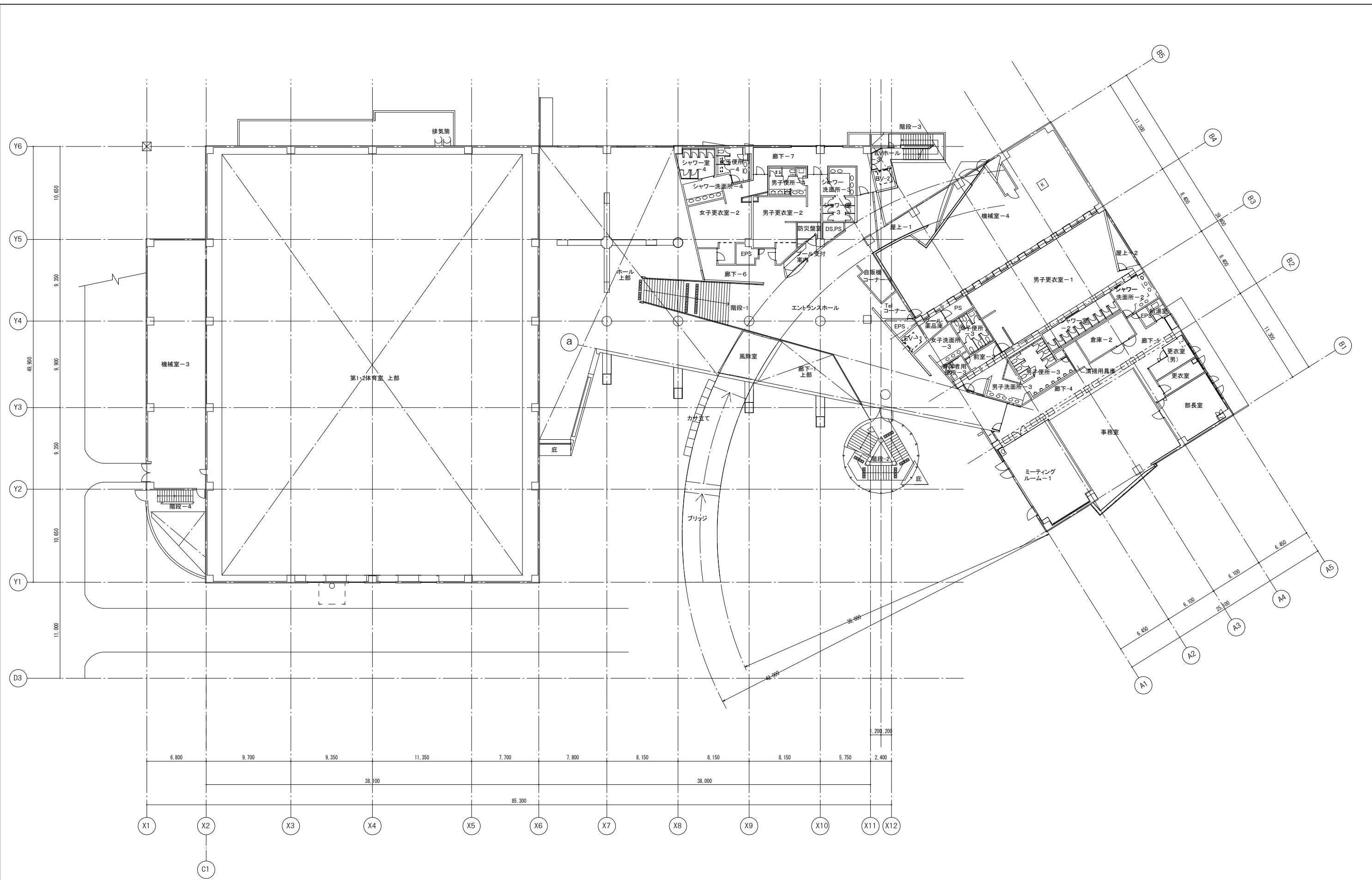
凡例
***** : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター改修工事
				改修前 地階平面図
縮尺 1:400 (A3)				
A-009				



凡例
***** : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター改修工事
				改修前 1階平面図
縮尺 1:400 (A3)				
A - 0 1 0				

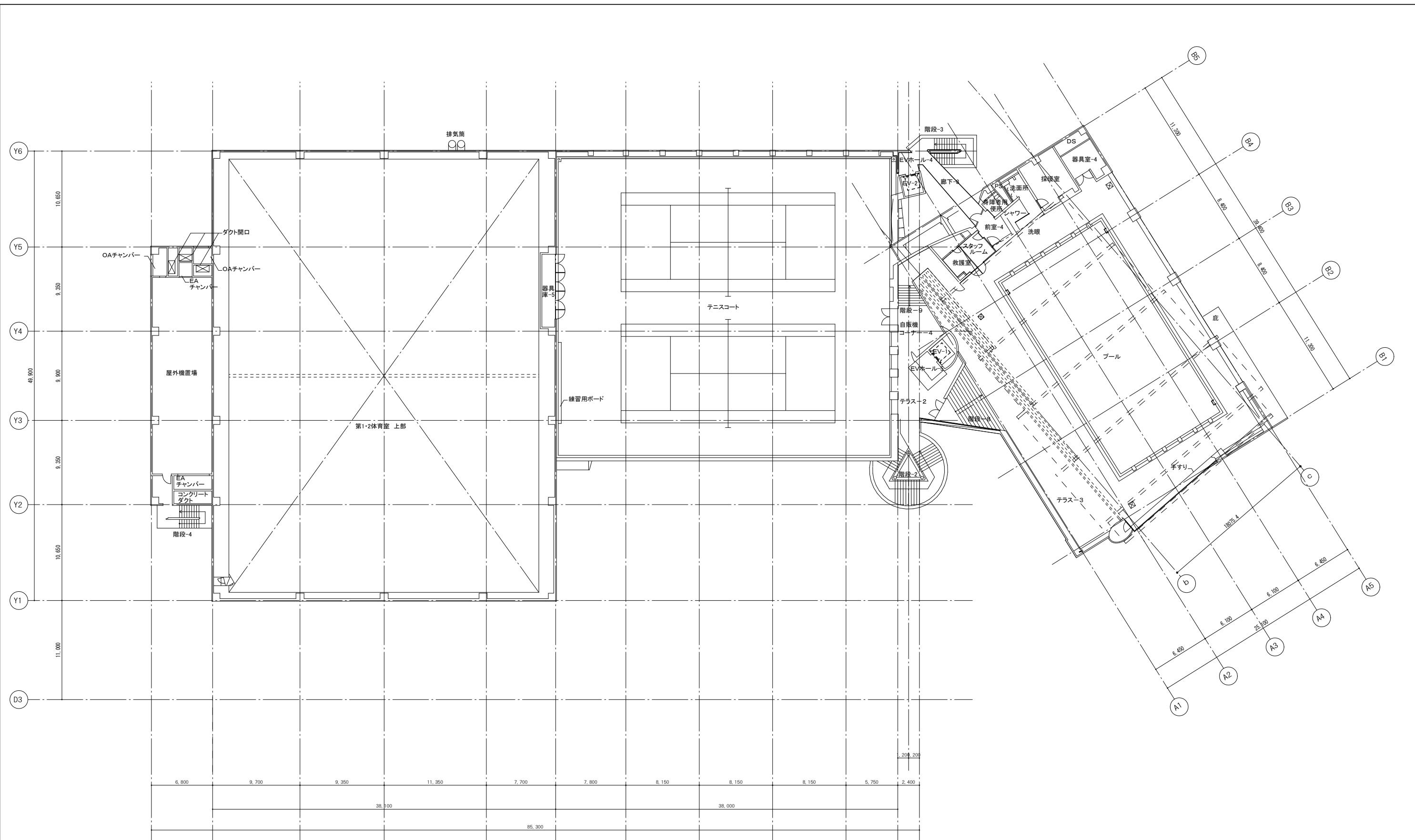


凡例
***** : 本改修工事項目を示す

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター改修工事
				改修前 2階平面図
				縮尺 1:400(A3)
				A-011

業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務

坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宮道 弘志

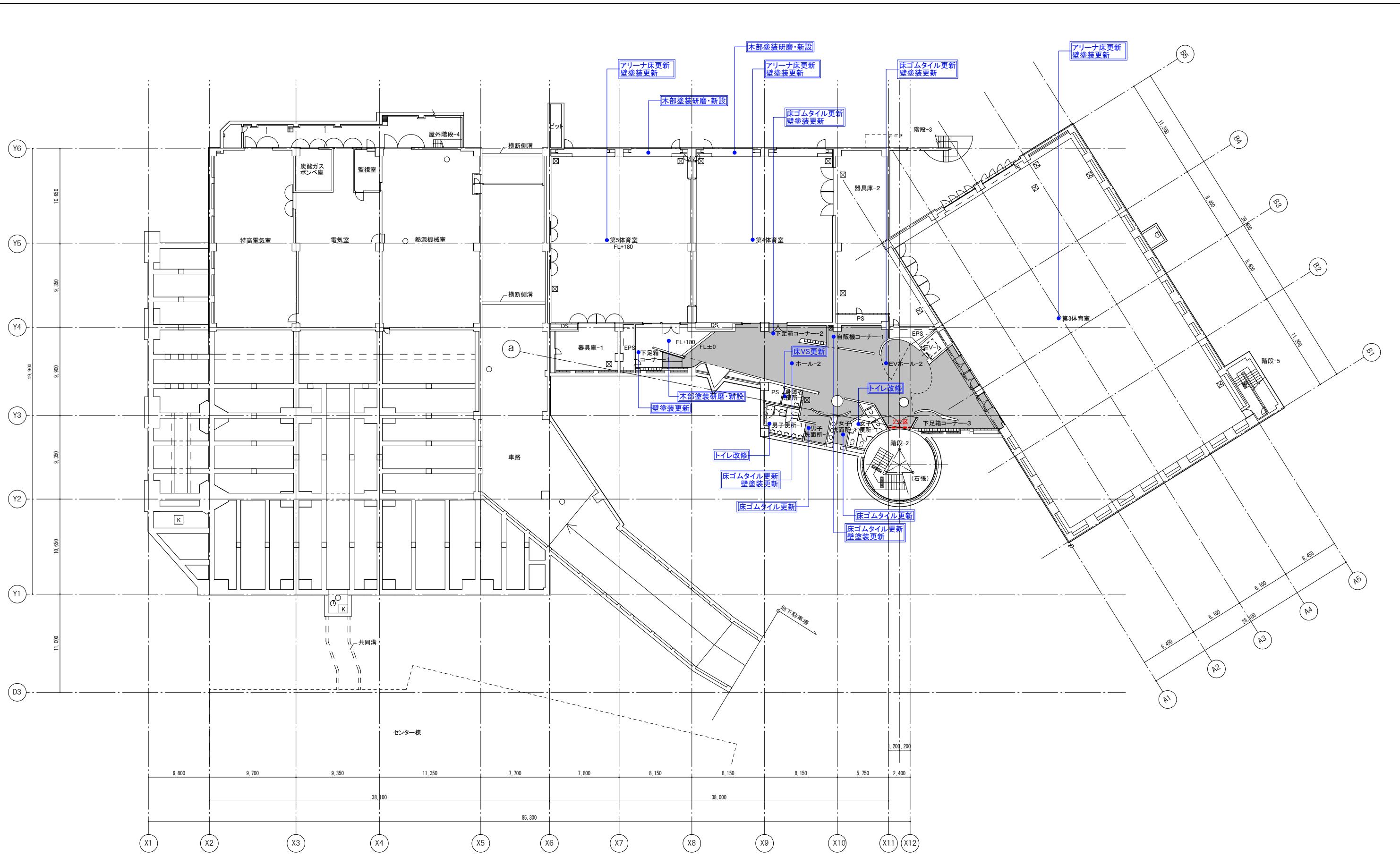


凡例
***** : 本改修工事項目を示す

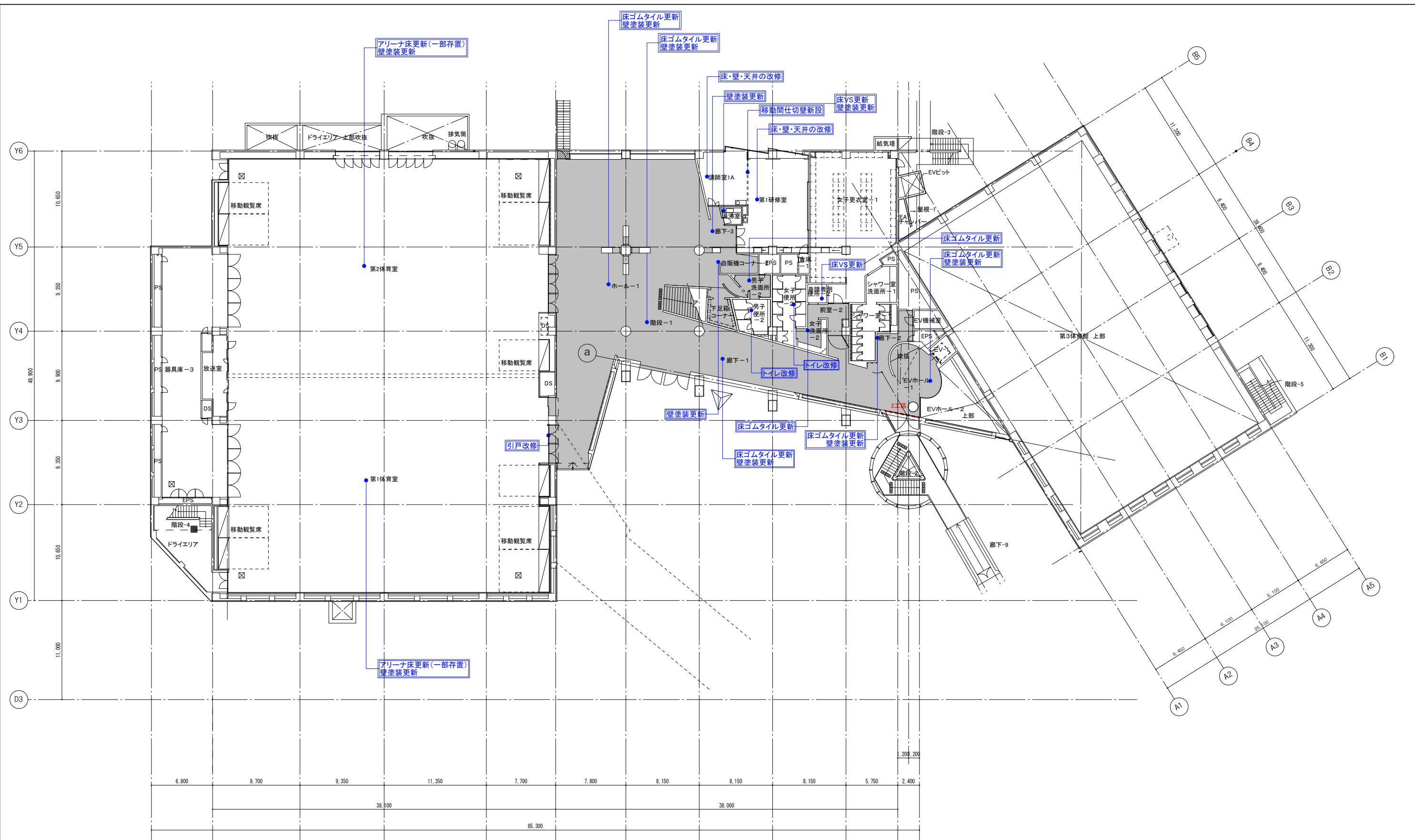
課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター改修工事
				改修前 3階平面図
				縮尺 1:400 (A3)
				A - 012

独立行政法人 国立青少年教育振興機構
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務

坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宮道 弘志



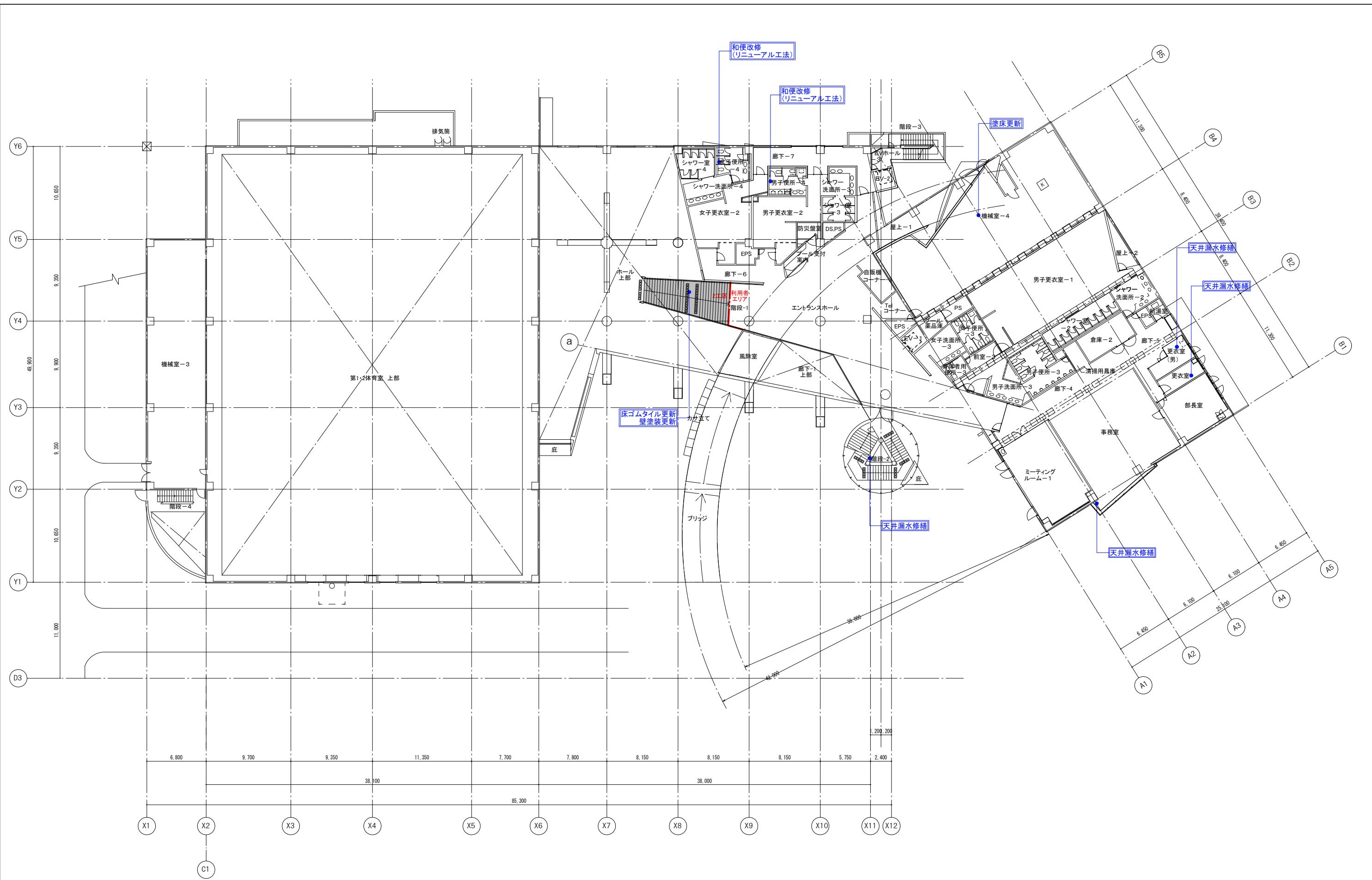
凡例 :本改修工事項目を示す :共用部床面ゴムタイル仕上更新範囲を示す :仮設間仕切壁(指定部分)	課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事	
					改修後 地階平面図	
					縮 尺 1 : 400 (A3)	
					独立行政法人 国立青少年教育振興機構	
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務		A-013		坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宮道 弘志		



凡例

- : 本改修工事項目を示す
- : 共用部床部ゴムタイル仕上更新範囲を示す
- : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事
				改修後 1階平面図
縮尺 1:400 (A3)				
A - 0 1 4				
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				
坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道 弘志				



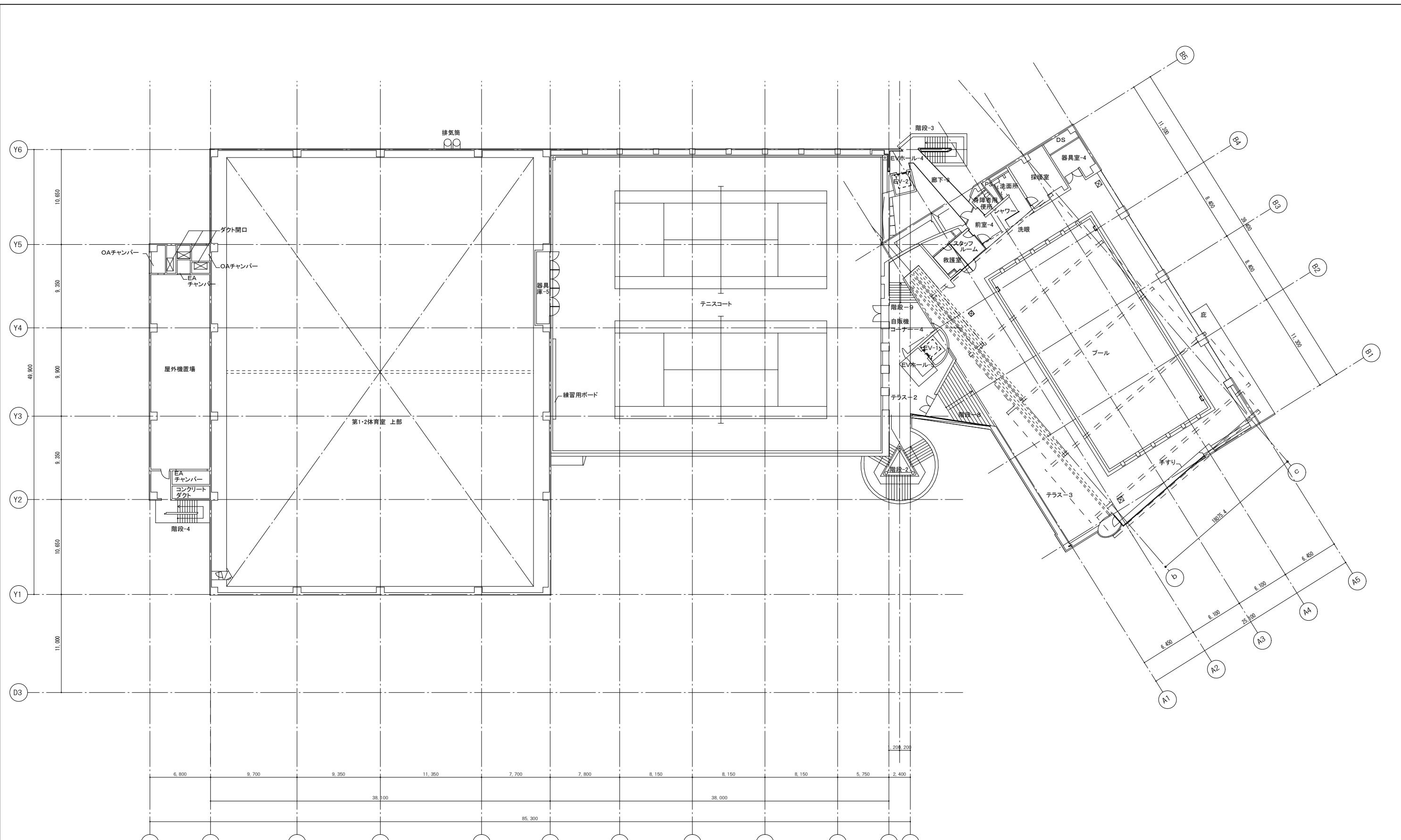
凡例

- : 本改修工事項目を示す
- : 共用部床部ゴムタイル仕上更新範囲を示す
- : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事
				改修後 2階平面図
縮尺 1:400 (A3)				
A-015				

業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務

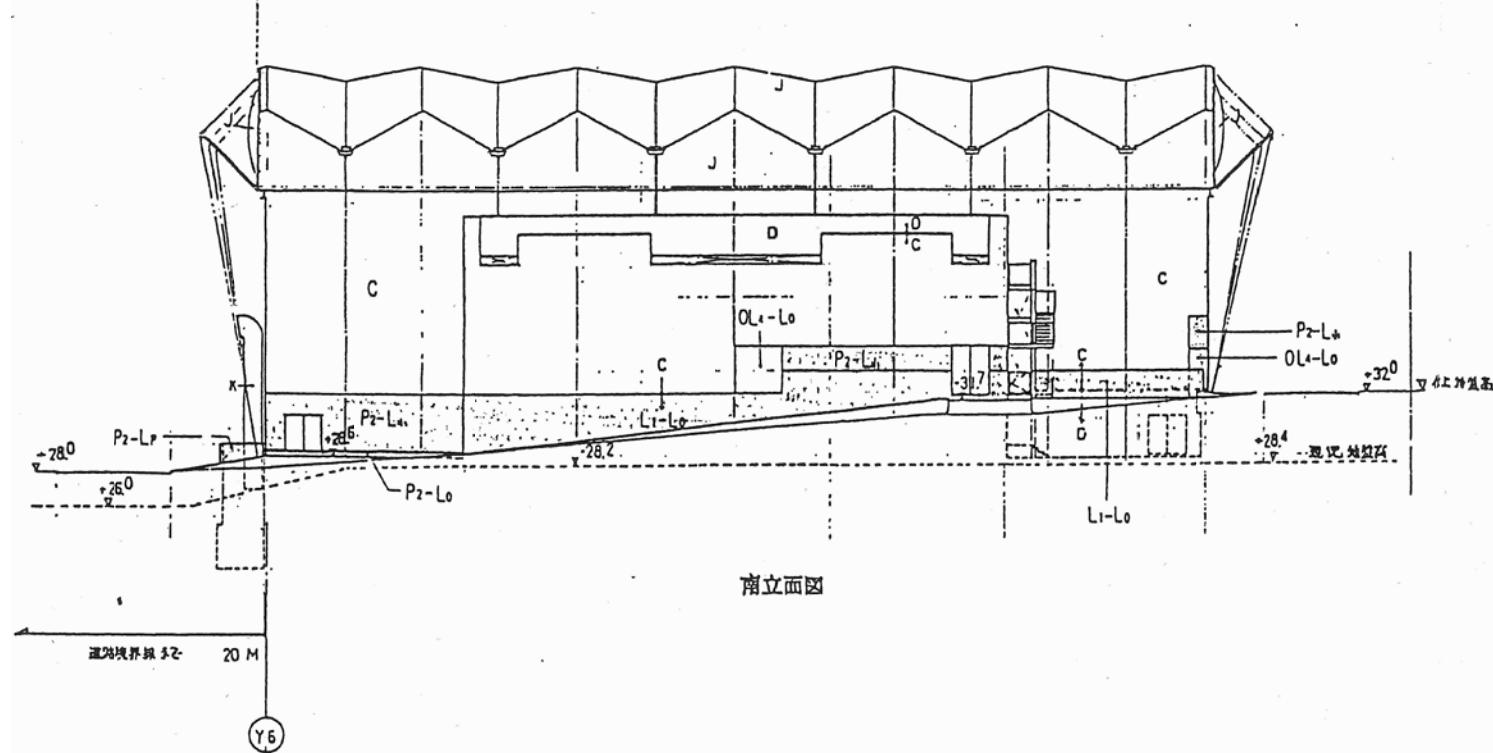
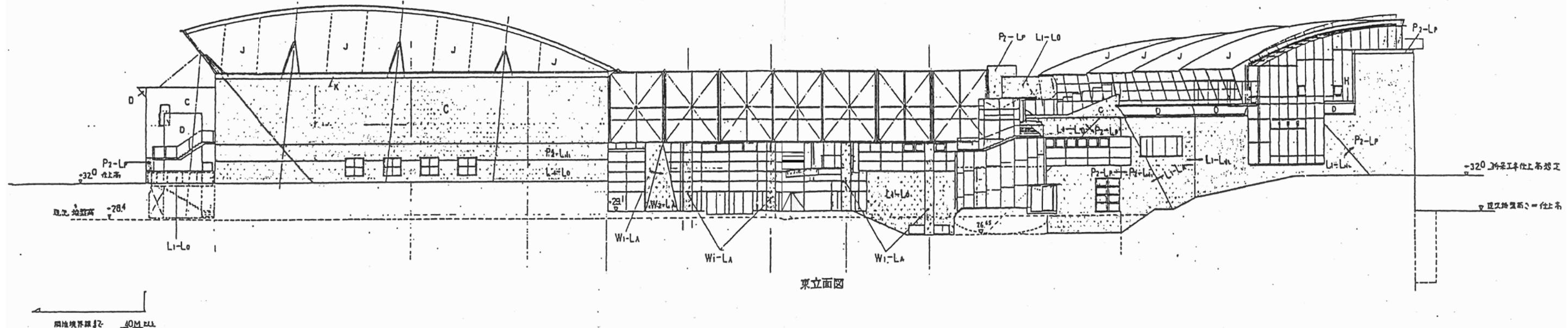
坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道 弘志



凡例

- : 本改修工事項目を示す
- ***** : 共用部床部ゴムタイル仕上更新範囲を示す
- : 仮設間仕切壁(指定部分)

課長	課長補佐	係長	担当	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター改修工事
改修後 3階平面図				縮尺 1:400 (A3)
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				A-016
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道 弘志



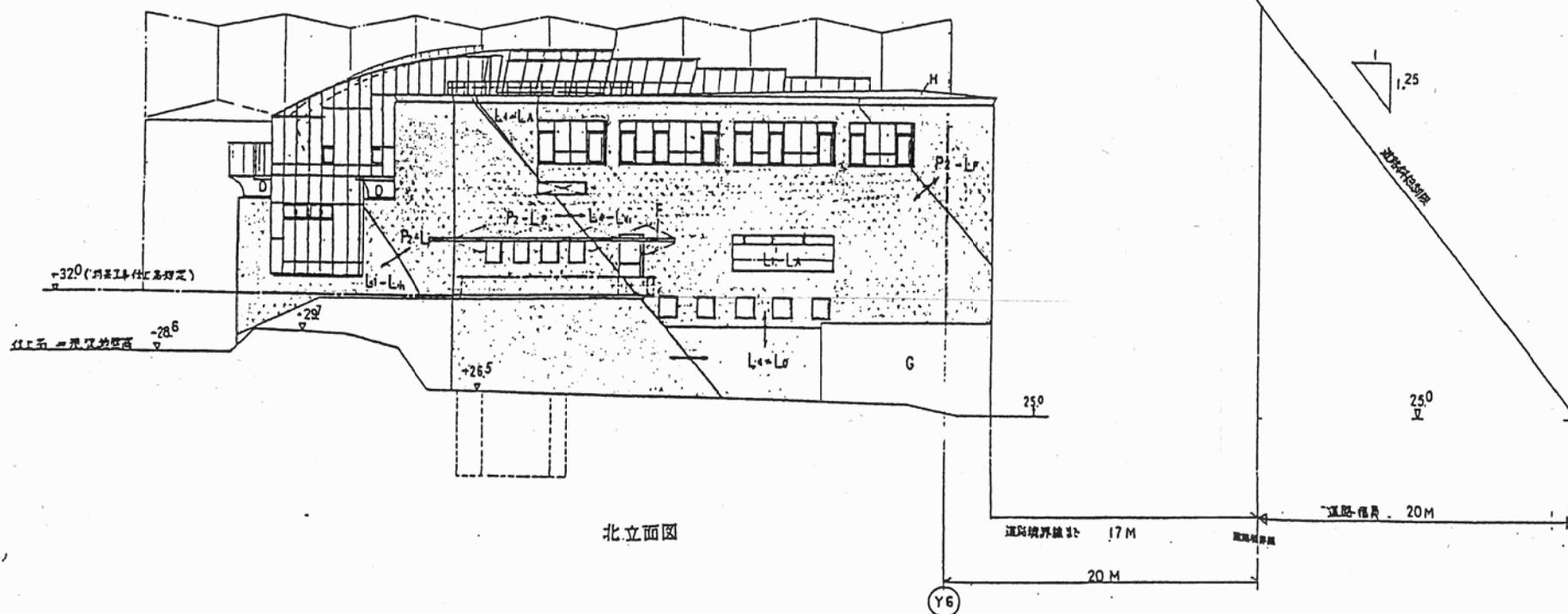
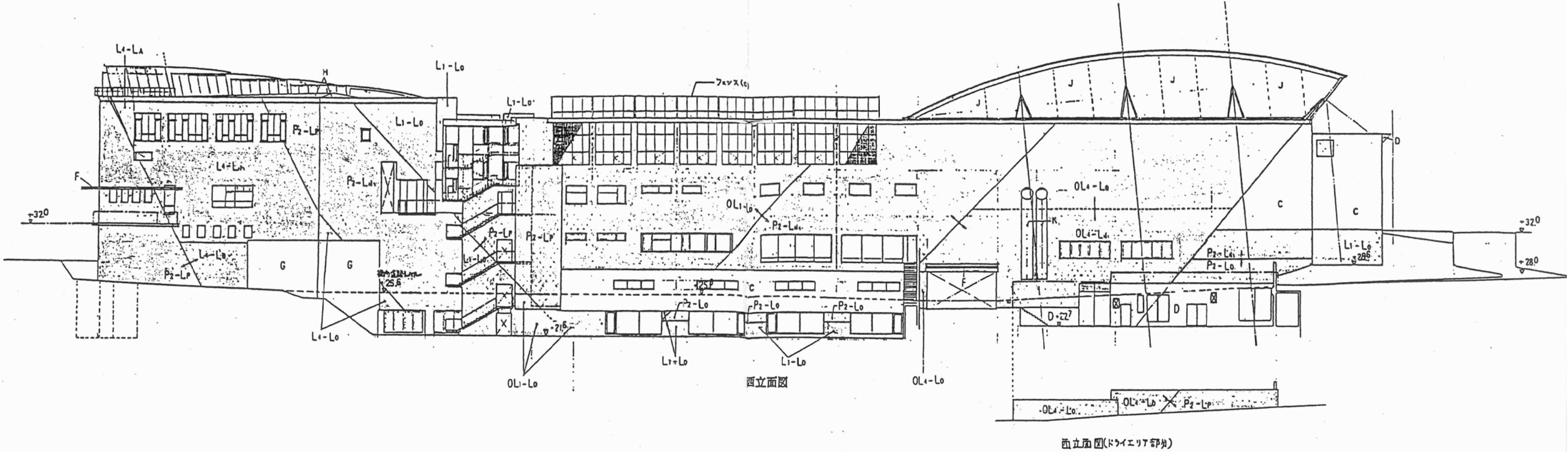
南立西園

タイル割付パターン図

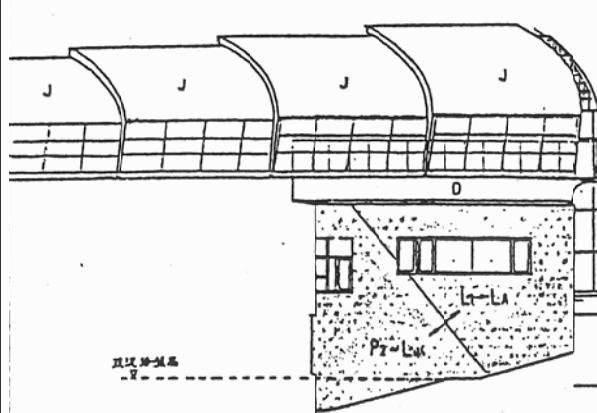
 P2-L1 P2-LP ○: ラスタータイル その他は縫込みタイル	 L1-L0 すべて縫込みタイル	 L1-LA ○: 縫込みタイル その他はラスタータイル
 P2-L0 すべて縫込みタイル	 OLI-L0 すべて縫込みタイル	 OLI-LA ○: 縫込みタイル その他はラスタータイル
 L4-L0 すべて縫込みタイル	 L4-LA すべてラスタータイル	 WI-LA すべてラスタータイル
 OL4-L0 すべて縫込みタイル	 OL4-LA すべてラスタータイル	 WI-LA すべてラスタータイル

凡例

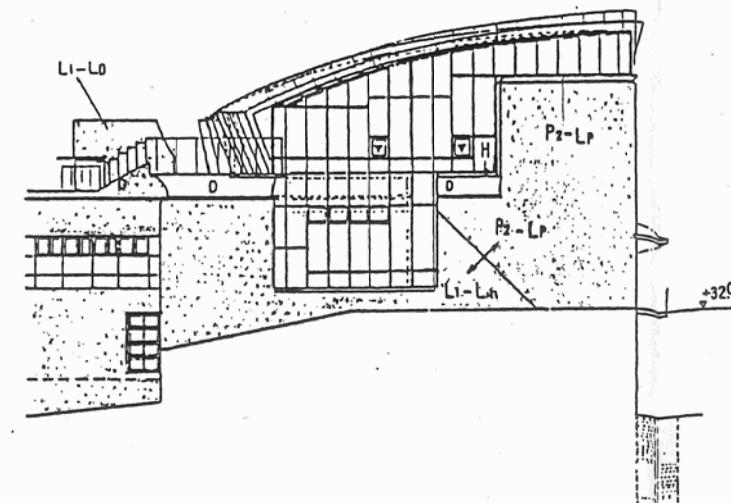
A	アスファルト防水(A1-2)、押さえコンクリート○80、ガラス
B	アスファルト防水(A2)、押さえコンクリート○85、透水性セメント○75、セメント
C	コンクリート打放し【B種】、吹付A
D	コンクリート打放し【B種】、吹付B
E	外壁用磁器質タイル貼(バナーリンガル)
F	フレブレート○2.0、吹付塗装
G	コンクリート打放し【A種】、防水剤
H	メラミン板○0.4、一文字差
J	構材A種
K	ガード、除融雪鉄/ガード、FP遮蔽
L	コンクリート直押し、自着性「アスマーフィン」の上アスル鉄板 一文字差
M	アスファルト防水(A1-2)、押さえコンクリート、磁器質タイル貼
N	鉄骨張台の上、豆砂利洗浄シPC平張敷
O	外壁用磁器質タイル面合化(先端)



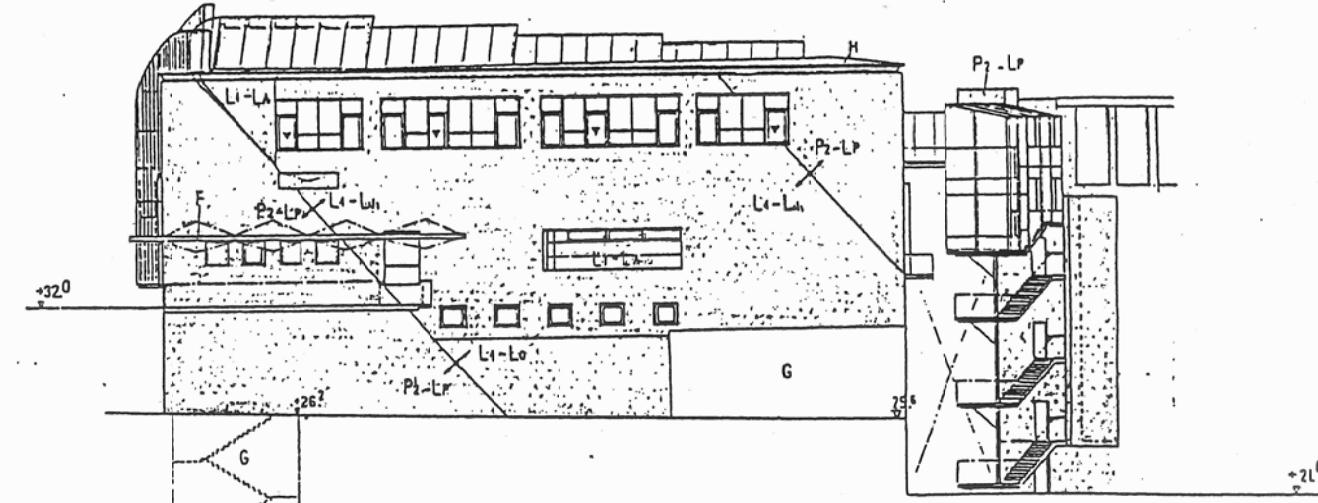
課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事 立面図-2(竣工時)
				縮尺 1:400
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				
業務名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務	坂倉建築研究所 大阪事務所	一級建築士 第204483号	穴道 弘志



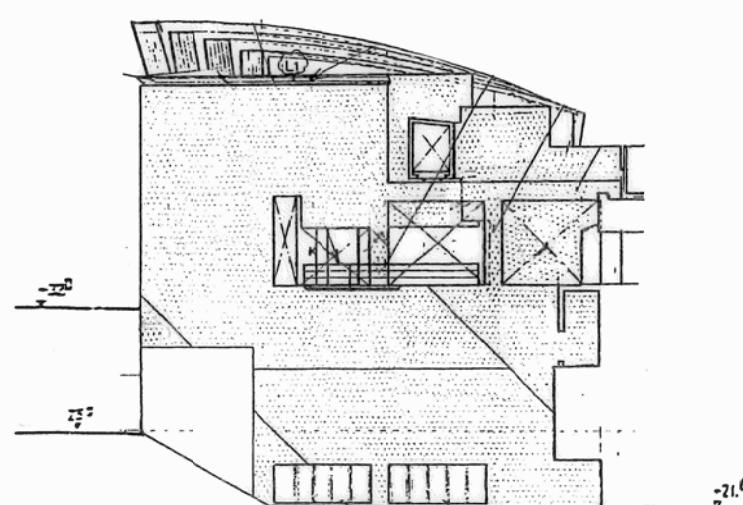
南立面図



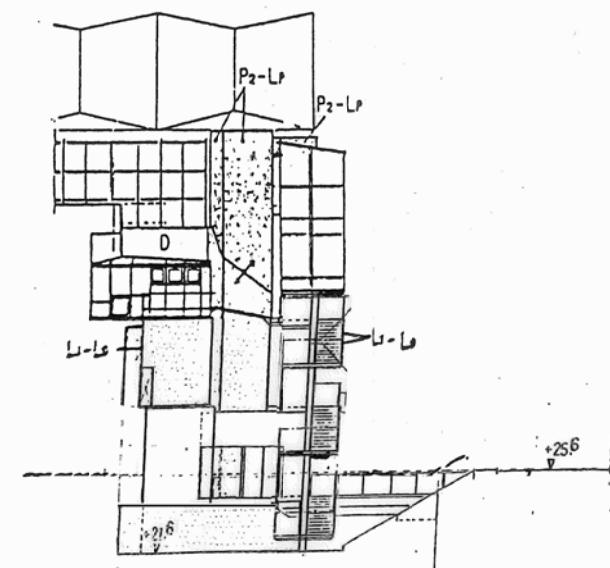
東立面図



北立面図

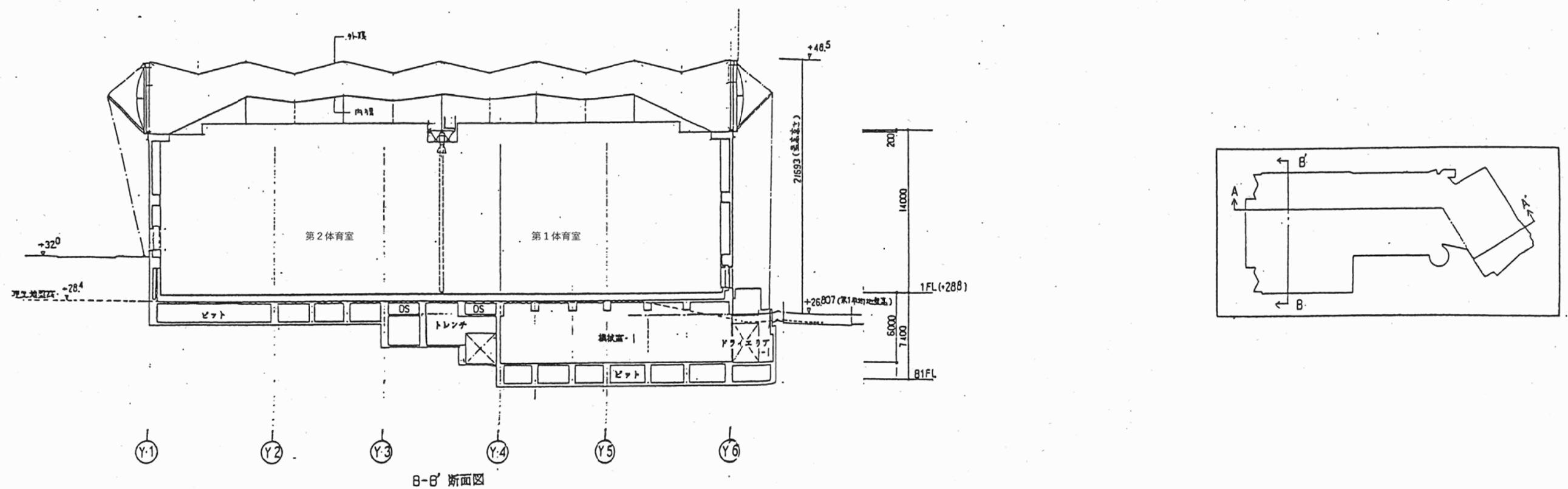
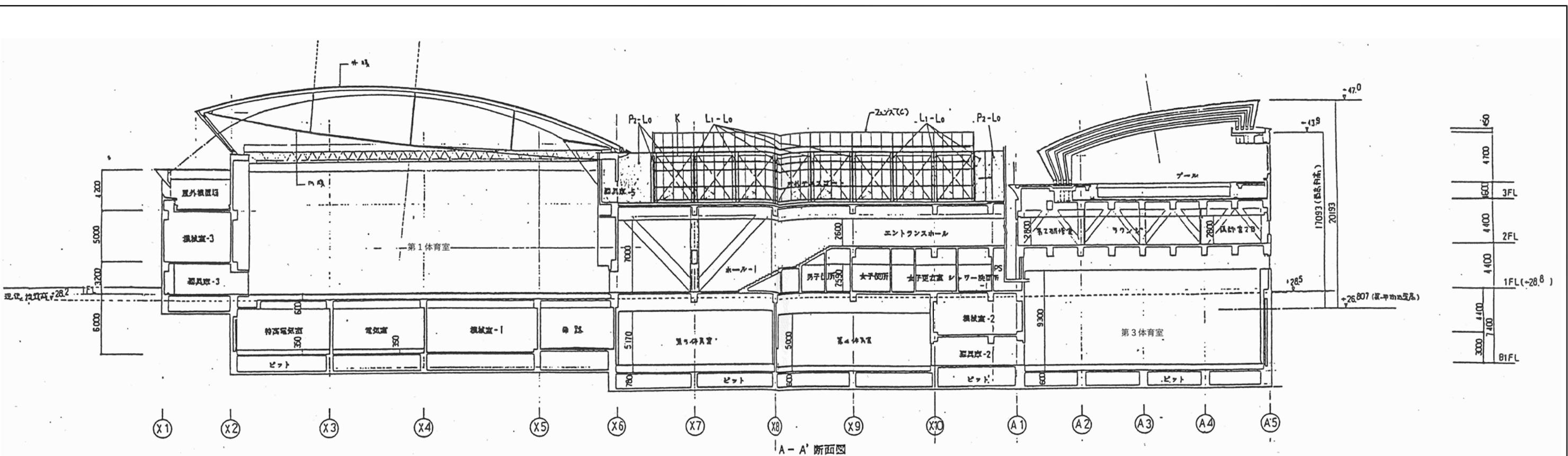


西立 断面図

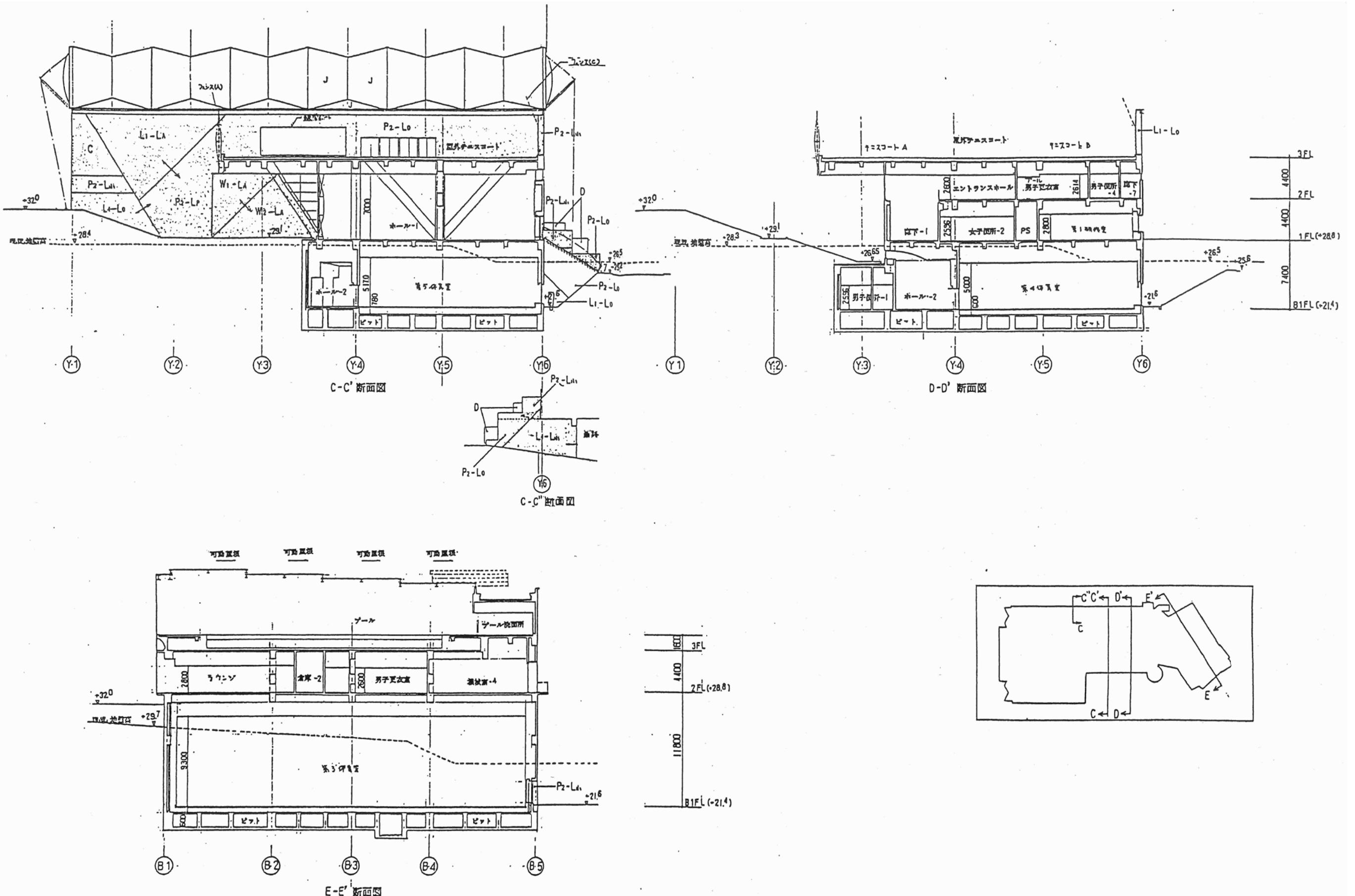


北立 断面図

課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事	
				改修後 立面図-3（竣工時）	
				縮尺 1:400	
独立行政法人 国立青少年教育振興機構					
業務名 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務				A-019	
坂倉建築研究所 大阪事務所 一級建築士 第204483号 宍道弘志					



課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事	
				断面図-1 (竣工時)	
独立行政法人 国立青少年教育振興機構					
業務名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務	坂倉建築研究所 大阪事務所	一級建築士 第204483号	穴道 弘志	A-020



課長	課長補佐	係長	主任	国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センタースポーツ棟改修工事					
				断面図-2(竣工時)					
				縮尺 1:400					
独立行政法人 国立青少年教育振興機構									
業務名 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟他機能改善整備設計業務						坂倉建築研究所	大阪事務所	一級建築士 第204483号	穴道弘志